【 公 開 用 】

令和３年第３回伊達市議会定例会付議事件

議案第１号　教育委員会教育長の任命について
議案第２号　教育委員会委員の任命について
議案第３号　教育委員会委員の任命について
議案第４号　西いぶり広域連合規約の変更について
議案第５号　伊達市過疎地域持続的発展市町村計画について
議案第６号　伊達市史編さん委員会条例
議案第７号　伊達市個人情報保護条例及び伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第８号　伊達市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例
議案第９号　伊達市税条例の一部を改正する条例
議案第10号　令和３年度伊達市一般会計補正予算（第５号）
議案第11号　令和３年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議案第12号　令和３年度伊達市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第13号　令和３年度伊達市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
認定第１号　令和２年度伊達市一般会計歳入歳出決算
認定第２号　令和２年度伊達市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定第３号　令和２年度伊達市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定第４号　令和２年度伊達市霊園特別会計歳入歳出決算
認定第５号　令和２年度伊達市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定第６号　令和２年度伊達市水道事業会計利益の処分及び決算
認定第７号　令和２年度伊達市簡易水道事業会計決算
認定第８号　令和２年度伊達市公共下水道事業会計決算
報告第１号　専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定及びこれに係る和解について）
報告第２号　専決処分の報告について
（生活保護費返還金の支払請求に係る解決金の額の決定及びこれに係る和解について）
報告第３号　令和２事業年度株式会社伊達観光物産公社事業報告書及び財務諸表について
報告第４号　令和３事業年度株式会社伊達観光物産公社事業計画及び予算について
報告第５号　健全化判断比率及び資金不足比率について

議案第１号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　　名　　影　山　吉　則

住　　所　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

生年月日　　＊＊＊＊＊＊＊＊

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

議案第２号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　　名　　平　田　賢　弘

住　　所　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

生年月日　　＊＊＊＊＊＊＊＊

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

議案第３号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　　名　　大　西　稚　子

住　　所　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

生年月日　　＊＊＊＊＊＊＊＊

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

議案第４号

西いぶり広域連合規約の変更について

西いぶり広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第２９１条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

別紙

西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約

西いぶり広域連合規約（平成12年規約第１号）の一部を次のように変更する。

別表施設建設・整備費及び地方債償還金の部中「旧７市町村均等割」を「均等割（登別市を除く。）」に改め、同表備考５を次のように改める。

５　計画ごみ処理量割については、西いぶり広域連合新中間処理施設整備基本計画（平成31年３月策定）における新中間処理施設供用開始年度のごみ処理量を基礎として、市町協議会において同意された割合とする。

別表中備考６を削り、備考７を備考６とし、備考８から備考11までを１備考ずつ繰り上げる。

附　則

この規約は、令和４年４月１日から施行する。

議案第５号

伊達市過疎地域持続的発展市町村計画について

伊達市過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

伊達市過疎地域持続的発展市町村計画（案）

（令和　3　年度～令和　7　年度）

北海道伊達市

目次

1　基本的な事項
(1) 伊達市の概況 …… 1
(2) 人口及び産業の推移と動向 …… 2
(3) 行財政の状況 …… 10
(4) 地域の持続的発展の基本方針 …… 14
(5) 地域の持続的発展のための基本目標 …… 15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 …… 15
(7) 計画期間 …… 15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 15

2　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
(1) 現況と問題点 …… 16
(2) その対策 …… 16
(3) 計画 …… 17
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 17

3　産業の振興
(1) 現況と問題点 …… 18
(2) その対策 …… 20
(3) 計画 …… 21
(4) 産業振興促進事項 …… 23
(5) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 23

4　地域における情報化
(1) 現況と問題点 …… 24
(2) その対策 …… 24
(3) 計画 …… 25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 26

5　交通施設の整備、交通手段の確保
(1) 現況と問題点 …… 27
(2) その対策 …… 27
(3) 計画 …… 28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 30

6　生活環境の整備
(1) 現況と問題点 …… 31
(2) その対策 …… 32
(3) 計画 …… 33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 34

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
(1) 現況と問題点 …… 35
(2) その対策 …… 36
(3) 計画 …… 36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 37

8　医療の確保
(1) 現況と問題点 …… 38
(2) その対策 …… 38
(3) 計画 …… 38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 39

9　教育の振興
(1) 現況と問題点 …… 40
(2) その対策 …… 40
(3) 計画 …… 41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 42

10　集落の整備
(1) 現況と問題点 …… 43
(2) その対策 …… 43
(3) 計画 …… 43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 …… 43

11　地域文化の振興等
(1) 現況と問題点 …… 44
(2) その対策 …… 44

12　再生可能エネルギーの利用の推進
(1) 現況と問題点 …… 45
(2) その対策 …… 45

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分 …… 46

１　基本的な事項

（1）伊達市の概況

①　自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

伊達市は、北海道の中央南西部に位置し、東は登別市・白老町・千歳市、西は喜茂別町・留寿都村・洞爺湖町、南は室蘭市、北は札幌市と隣接しており、市域は、噴火湾（内浦湾）に面した平坦な地域と飛び地となる内陸部の山間地域からなり、総面積は444.2㎢である。

噴火湾側は温暖で積雪も少ない臨海性の気候に対し、内陸部では寒暖の差が大きく積雪も多い内陸性の気候であり、支笏洞爺国立公園の指定地域である有珠山、ホロホロ山など優れた自然環境を有する地域である。

この中で伊達市大滝区は、市の内陸部、胆振管内の北端部に位置し、東西約16.5km、南北約27.3kmの地区面積274.0㎢を有し、うち88％を山林に占められた人口1,370人（平成27年国勢調査）の地域である。地形は、南北に貫流する長流川に沿って丘陵地が数状の沢により分布し、南東部は緩傾斜、西部は急傾斜地帯で、僅かに長流川流域の一部と尻別川上流の一角に平坦部が点在し、集落が形成されている。

生活圏は、標高300ｍから700ｍの山岳丘陵地にあり、内陸性の気象を呈し、寒暖差が著しく、初雪は10月下旬から11月上旬にあり、積雪量は100cm以上に達する。

大滝区の歴史は、明治28年に鹿児島県人が農場を拓いたのが開拓の始まりと伝えられ、その後、森林、農業開拓のための入植者が移り住み、大正４年４月壮瞥町から分離、徳舜瞥村と称し戸長役場が設置され、昭和25年に村名を「大滝村」と改称し、村行政を施行してきたが、平成18年３月１日、開村から90年の歴史を閉じ、廃置分合により伊達市に編入合併した。

大滝区は、札幌市、千歳市、苫小牧市とは隣接あるいは至近距離にあり、これまで福祉環境の充実と観光施策の振興を推進してきたことから、近隣市町村からの通勤者も多く、引き続き都市との交流を積極的に進めるとともに、定住促進等の諸施策の展開を図る必要がある。

②　大滝区における過疎の状況

大滝区は、森林産業、農業、鉱業の隆盛とともに歩み続けてきたが、昭和36年頃から自然環境の過酷さから零細経営農家の離農、若年層の都市流出が相次ぎ、また、戦前から褐鉄鉱、硫化鉱を掘り続けてきた日鉄鉱山が、資源の枯渇や精製硫黄の流出、公害防止対策などの影響で昭和46年に閉山、更には森林資源の枯渇等による製材工場の閉鎖などで一挙に人口流出が進み、急激な過疎現象に見舞われた。

その後、昭和48年からの「福祉村構想」による施設の誘致や観光施策の推進など新たな地域づくりを展開した結果、就業機会の拡大などにより、一時は定住人口が回復したが、近年は、基幹産業である農林業の低迷や一部福祉施設の移転等、雇用の場の不足による若年層の流出などによって、地区人口は再び減少に転じ、過疎化が進んでいる。

③　大滝区の社会経済的発展の方向の概要

道路交通網の整備とモータリゼーションの進展に伴い、通院、通学、買い物など、住民の日常生活圏が拡大し、産業・経済活動は広域化してきている。

今後は、雄大で緑豊かな自然環境や主要都市と至近距離にある立地特性を活かした都市との交流施設及び交通網の整備並びに新産業の発掘など、地域資源を活かした地域づくりと定住環境の整備推進が必要である。

（2）人口及び産業の推移と動向

①　大滝区の人口及び産業の推移と動向

大滝区は、昭和35年には3,676人であった人口は、零細農家の離農、林業従事者の減少、更には日鉄鉱山の閉山による流出から、昭和55年国勢調査では1,604人に減少した。

しかし、昭和48年の社会福祉施設北湯沢リハビリセンターの誘致以降、各施策を積極的に進めた結果、人口流出は一時的に鈍化し、昭和60年国勢調査人口2,098人、平成２年国勢調査人口2,145人、平成７年国勢調査人口2,216人と若干の増加も見られたが、平成12年国勢調査人口2,097人と減少に転じ、平成17年国勢調査人口1,843名、平成22年国勢調査人口1,533名、更に平成27年国勢調査では、人口1,370名まで減少している。ここ数年では、都市への流出等の社会動態による人口の減少に加え、少子化の影響による出生人口の低下など自然動態による人口の減少傾向が見られる。

大滝区の就業者は現在、福祉施設や観光産業を中心に、第三次産業の就業者が全体の76.1％と多くを占めるが、他市町村からの通勤者も多いことから定住環境の整備を推進していく必要がある。

一方、高齢化比率は、少子高齢化に加え平成８年の新たな老人福祉施設の設置などにより平成12年には38.8％（国調）と高率を示していたが、平成18年の福祉施設の一部区外移転や平成20年の病院の統合などによって、一旦は減少したものの生産年齢人口の大幅な減少により、平成27年には48.7％（国調）と全国的にも相当な高率を示している。

大滝区の将来的な人口推移は、今後も福祉施設の移転が予想されるなどの減少要因が内在していることから、定住化促進等を実施しても減少の傾向は続くものと見込まれ、核家族化、若年層の減少とともに、高齢者の一人世帯などが増加するものと想定される。

産業別人口については、第一次産業就業人口は、農林業従事者の高齢化や後継者の不足等が考えられるが、新規就農者に対する支援施策の推進によっても、現状を維持する程度と推定され、第三次産業就業人口も、観光産業では北湯沢温泉郷・三階滝公園を軸とした安定した観光入込客の確保及び増大を図ることにより現状維持を推定するが、その他、大滝区の多くを占めている福祉・医療関連等の就業機会の拡大は期待できないことなどから、全体的には減少となることが予想される。

②　市全体の人口及び産業の推移と動向

大滝区を含む市の総人口は、平成27年国勢調査で34,995人、総世帯数は15,054世帯で、1世帯当たりの世帯人員は2.32人となっている。総人口は、昭和40年以降急激に増加してきたが、平成12年の37,139人をピークに徐々に減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後も更に減少は続き、令和22年には、平成27年より約１万人減少し、25,881人になるとされている。

年齢階層別では、平成27年で０～14歳の年少人口は3,966人（11.3%）、15歳～64歳の生産年齢人口は18,910人(54.1%)となっているが、令和22年には、年少人口が2,316人(8.9%)、生産年齢人口が12,043人（46.5%）に減少するとされている。

また、平成27年の65歳以上の高齢者人口は12,119人（34.6%）であるが、令和22年には11,522人（44.6%）になるとされており、年少及び生産年齢人口が大幅に減少する一方、高齢者人口は微減となっており、少子高齢化が一層進展することが予想されている。

この国立社会保障・人口問題研究所による将来推計を基に、本市では、合計特殊出生率については、令和12年に1.7（希望出生率）、令和22年に1.8（ニッポン一億総活躍プラン希望出生率）を達成し、かつ、社会増減については、現行の社会増減率が続くものと仮定して算出した令和22年の推計人口26,894人を、第２期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来人口の目標値と設定しているところである。

なお、産業別の就業人口比率は、平成27年で第一次産業就業者が10.4%、第二次産業が18.1%、第三次産業では71.5%となっており、近年は第一次産業の比率が低下し、第三次産業の比率が増加傾向にある。

表1－1(1)　人口の推移（国勢調査）（単位：人、％）

○大滝区

区分		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
総数	実数（人）	3,676	3,219	2,087	1,652	1,604	2,098
	増減率（％）	－	△ 12.4	△ 35.2	△ 20.8	△ 2.9	30.8
0～14歳	実数（人）	1,328	996	589	305	251	279
	増減率（％）	－	△ 25.0	△ 40.9	△ 48.2	△ 17.7	11.2
15～64歳	実数（人）	2,201	2,075	1,371	1,168	1,146	1,169
	増減率（％）	－	△ 5.7	△ 33.9	△ 14.8	△ 1.9	2.0
	うち15～29歳 実数（人） (a)	931	728	440	348	309	273
	増減率（％）	－	△ 21.8	△ 39.6	△ 20.9	△ 11.2	△ 11.7
65歳以上	実数（人） (b)	147	148	127	179	207	650
	増減率（％）	－	0.7	△ 14.2	40.9	15.6	214.0
若年者比率（％）	(a)/総数	25.3	22.6	21.1	21.1	19.3	13.0
高齢者比率（％）	(b)/総数	4.0	4.6	6.1	10.8	12.9	31.0

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	実数（人）	2,145	2,216	2,097	1,843	1,533	1,370
	増減率（％）	2.2	3.3	△ 5.4	△ 12.1	△ 16.8	△ 10.6
0～14歳	実数（人）	305	264	183	147	132	91
	増減率（％）	9.3	△ 13.4	△ 30.7	△ 19.7	△ 10.2	△ 31.1
15～64歳	実数（人）	1,203	1,307	1,100	1,031	747	612
	増減率（％）	2.9	8.6	△ 15.8	△ 6.3	△ 27.5	△ 18.1
	うち15～29歳 実数（人） (a)	276	296	276	233	146	154
	増減率（％）	1.1	7.2	△ 6.8	△ 15.6	△ 37.3	5.5
65歳以上	実数（人） (b)	637	645	814	665	654	667
	増減率（％）	△ 2.0	1.3	26.2	△ 18.3	△ 1.7	2.0
若年者比率（％）	(a)/総数	12.9	13.4	13.2	12.6	9.5	11.2
高齢者比率（％）	(b)/総数	29.7	29.1	38.8	36.1	42.7	48.7

○伊達市全体

区分		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
総数	実数（人）	30,118	30,066	31,639	34,987	36,309	36,922
	増減率（%）	－	△ 0.2	5.2	10.6	3.8	1.7
0～14歳	実数（人）	10,089	8,676	8,193	8,739	8,433	7,701
	増減率（%）	－	△ 14.0	△ 5.6	6.7	△ 3.5	△ 8.7
15～64歳	実数（人）	18,568	19,628	21,277	23,453	24,227	24,368
	増減率（%）	－	5.7	8.4	10.2	3.3	0.6
	うち15～29歳(a)実数（人）	8,403	8,213	8,298	8,112	7,263	6,581
	増減率（%）	－	△ 2.3	1.0	△ 2.2	△ 10.5	△ 9.4
65歳以上	実数（人） (b)	1,461	1,762	2,169	2,795	3,645	4,853
	増減率（%）	－	20.6	23.1	28.9	30.4	33.1
若年者比率（%）	(a)/総数	27.9	27.3	26.2	23.2	20.0	17.8
高齢者比率（%）	(b)/総数	4.9	5.9	6.9	8.0	10.0	13.1

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	実数（人）	36,652	36,647	37,139	37,066	36,278	34,995
	増減率（%）	△ 0.7	0.0	1.3	△ 0.2	△2.1	△3.5
0～14歳	実数（人）	6,368	5,460	4,783	4,615	4,276	3,966
	増減率（%）	△ 17.3	△ 14.3	△ 12.4	△ 3.5	△7.3	△7.2
15～64歳	実数（人）	24,424	24,136	23,636	22,437	20,959	18,910
	増減率（%）	0.2	△ 1.2	△ 2.1	△ 5.1	△6.6	△9.8
	うち15～29歳(a)実数（人）	6,421	6,188	5,981	4,746	4,096	3,729
	増減率（%）	△ 2.4	△ 3.6	△ 3.3	△ 20.6	△13.7	△9.0
65歳以上	実数（人） (b)	5,860	7,051	8,718	10,014	11,040	12,119
	増減率（%）	20.8	20.3	23.6	14.9	10.2	9.8
若年者比率（%）	(a)/総数	17.5	16.9	16.1	12.8	11.3	10.7
高齢者比率（%）	(b)/総数	16.0	19.2	23.5	27.0	30.4	34.6

※昭和55年年齢不明４人、平成12年年齢不明２人、平成22年年齢不明３人、平成27年年齢不明12人

表1－1(2)　人口の推移（住民基本台帳）（単位：人、％）

○大滝区

区分	平成12年3月31日		平成16年3月31日			平成21年3月31日		
	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）
総数	1,586	－	1,534	－	△ 3.3	1,323	－	△ 13.8
男	770	48.5	737	48.0	△ 4.3	645	48.8	△ 12.5
女	816	51.5	797	52.0	2.3	678	51.2	△ 14.9

区分	平成26年3月31日			平成31年3月31日			令和２年3月31日		
	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）
総数	1,191	－	△ 10.0	987	－	△17.1	961	－	△ 2.6
男	582	48.9	△ 9.8	480	48.6	△17.5	471	49.0	△ 1.9
女	609	51.1	△ 10.2	507	51.4	△16.7	490	51.0	△ 3.4
うち男（外国人住民）	6	25.0	－	16	36.4	166.7	20	41.7	25.0
うち女（外国人住民）	18	75.0	－	28	63.6	55.6	28	58.3	0.0

○伊達市全体

区分	平成12年3月31日		平成16年3月31日			平成21年3月31日		
	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）
総数	37,020	－	37,503	－	1.3	37,058	－	△ 1.2
男	17,400	47.0	17,578	46.9	1.1	17,357	46.8	△ 1.3
女	19,620	53.0	19,925	53.1	1.6	19,701	53.2	△ 1.1

区分	平成26年3月31日			平成31年3月31日			令和2年3月31日		
	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）
総数	36,011	－	△ 2.8	34,083	－	△ 5.4	33,656	－	△ 1.3
男	16,822	46.7	△ 3.1	15,805	46.4	△ 6.0	15,637	46.5	△ 1.1
女	19,189	53.3	△ 2.6	18,278	53.6	△ 4.7	18,019	53.5	△ 1.4
うち男（外国人住民）	20	22.0	－	38	18.4	90.0	45	20.4	18.4
うち女（外国人住民）	71	78.0	－	169	81.6	138.0	176	79.6	4.1

表1－1(3)　人口の今後の見通し

○総人口と年齢３区分別人口の推移（第２期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略）

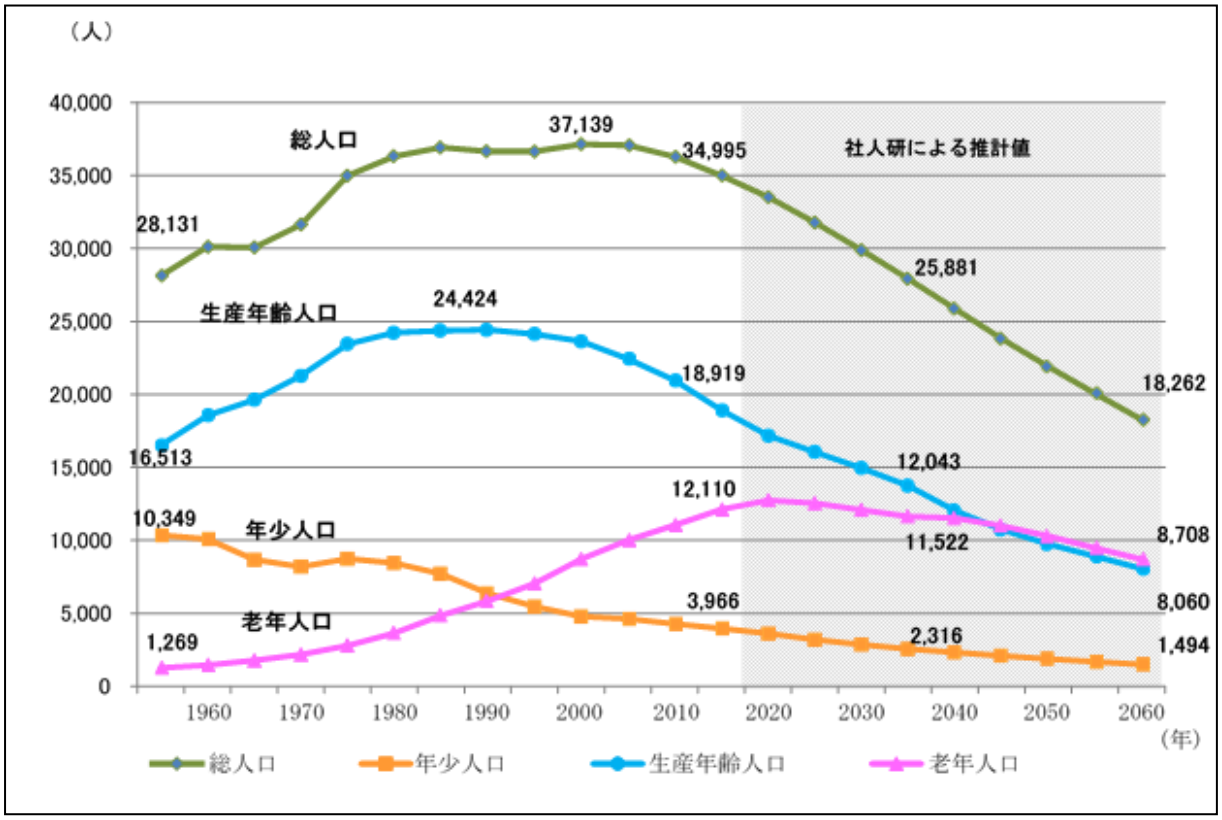

○年齢３区分別人口シェア率の推移（第２期伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略）

区　分		昭和55年		平成22年		令和22年		令和42年	
総数		人 36,309	% 100.0	人 34,995	% 100.0	人 25,881	% 100.0	人 18,262	% 100.0
	年少人口	人 8,433	% 23.2	人 3,966	% 11.3	人 2,316	% 8.9	人 1,494	% 8.2
	生産年齢人口	人 24,227	% 66.7	人 18,919	% 54.1	人 12,043	% 46.5	人 8,060	% 44.1
	老年人口	人 3,645	% 10.0	人 12,110	% 34.6	人 11,522	% 44.6	人 8,708	% 47.7

○人口の推移と長期的な見通し（伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略）

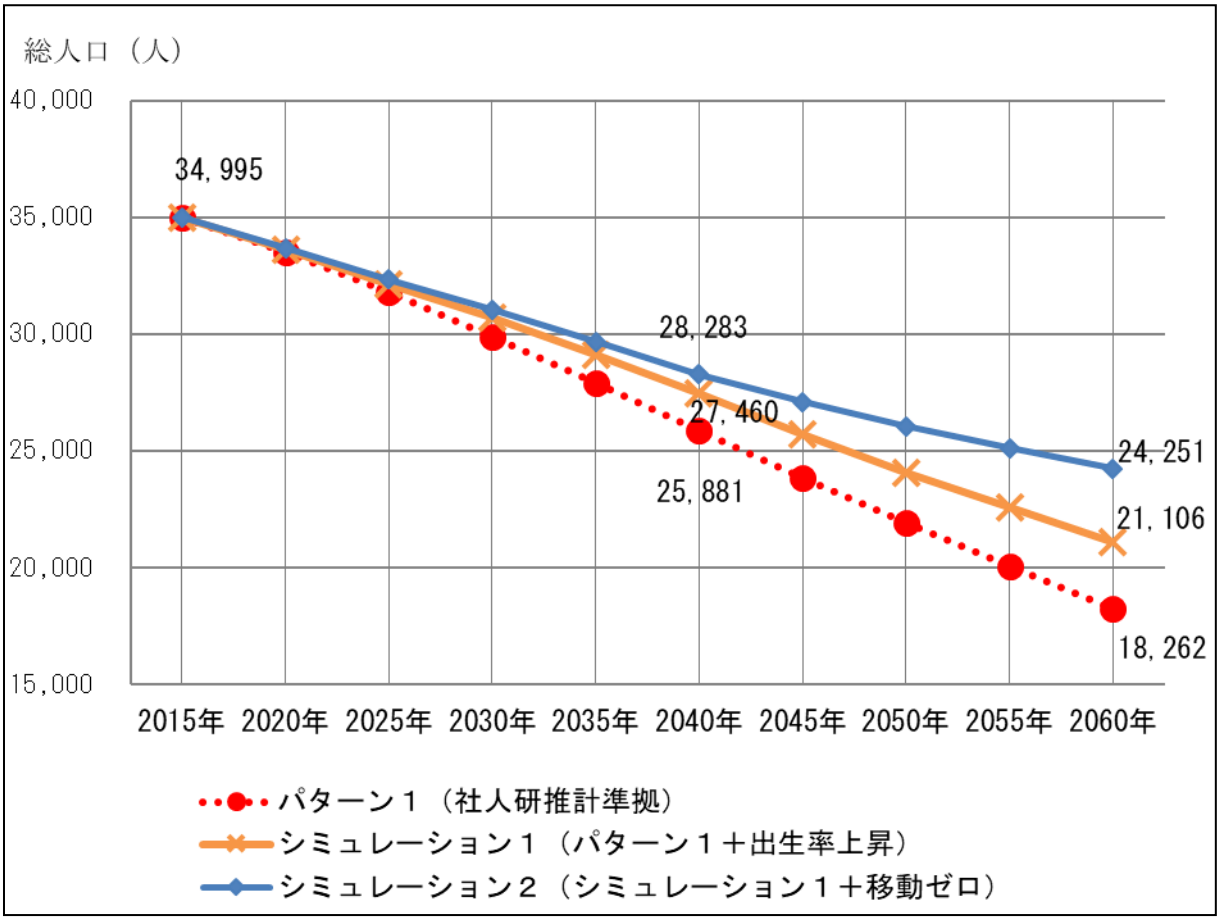

表1－1(4)　産業別人口の動向（国勢調査）（単位：人、％）

○大滝区

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 1,712	人 1,519	% △ 11.3	人 965	% △36.5	人 739	% 23.4	人 742	% 0.4	人 759	% 2.3
第一次産業就業人口比率	% 50.0	% 42.7	－	% 40.2	－	% 34.8	－	% 32.9	－	% 27.0	－
第二次産業就業人口比率	% 29.0	% 32.9	－	% 21.6	－	% 12.6	－	% 12.3	－	% 7.8	－
第三次産業就業人口比率	% 21.0	% 24.4	－	% 38.2	－	% 52.6	－	% 54.9	－	% 65.2	－

区　分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 742	% △ 2.2	人 932	% 25.6	人 753	% △19.2	人 751	% △ 0.3	人 581	% △22.5	人 519	% △10.7
第一次産業就業人口比率	% 20.2	－	% 15.5	－	% 15.3	－	% 14.6	－	% 19.1	－	% 18.3	－
第二次産業就業人口比率	% 7.4	－	% 26.7	－	% 8.8	－	% 6.7	－	% 5.0	－	% 5.6	－
第三次産業就業人口比率	% 72.4	－	% 57.8	－	% 76.0	－	% 78.7	－	% 75.9	－	% 76.1	－

○伊達市全体

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 13,354	人 13,380	% 0.2	人 14,396	% 7.6	人 15,461	% 7.4	人 16,090	% 4.1	人 15,891	% △ 1.2
第一次産業 就業人口比率	% 41.6	% 34.0	－	% 28.2	－	% 20.3	－	% 17.8	－	% 17.2	－
第二次産業 就業人口比率	% 20.5	% 22.5	－	% 21.6	－	% 26.3	－	% 24.6	－	% 22.2	－
第三次産業 就業人口比率	% 37.9	% 43.5	－	% 50.2	－	% 53.4	－	% 57.6	－	% 60.6	－

区　分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 16,673	% 4.9	人 17,543	% 5.2	人 16,999	% △ 3.1	人 16,589	% △ 2.4	人 15,628	% △ 5.8	人 15,971	% △ 2.2
第一次産業 就業人口比率	% 15.1	－	% 13.0	－	% 11.4	－	% 10.8	－	% 10.5	－	% 10.4	－
第二次産業 就業人口比率	% 23.7	－	% 24.0	－	% 21.5	－	% 18.3	－	% 19.0	－	% 18.1	－
第三次産業 就業人口比率	% 61.2	－	% 63.0	－	% 67.1	－	% 70.9	－	% 70.5	－	% 71.5	－

（3）行財政の状況

①　行政

少子高齢化の進行とこれに伴う人口減少社会の到来、高度情報化の急速な進歩と経済のグローバル化等により、地方を取り巻く環境が急激に変化している中にあって、行政ニーズの多様化と社会構造の変化に対応した自治体経営が求められている。

一方で、厳しい財政環境の改善に向けた行政改革の推進と効果的かつ効率的な行財政運営が必要であり、大滝区においても行政組織の再編と事務の簡素化等を実施してきたところである。

今後も地域の特性を活かした主体性のある地域づくりに参画し、かつ、計画的に施策が展開できる行政を進める必要がある。

②　財政

合併前の大滝区（旧大滝村）は、大型ホテルの誘致を進めるなど、税収の安定的確保に努めてきたが、地方交付税、国・道支出金、地方債などの依存財源が歳入の多くを占め、経常収支比率も90%を超えるなど、財政は危機的な状況にあった。

一方、合併前の伊達市においても、市税収入等が伸び悩む中で、社会資本整備のための地方債償還等によって財政の硬直化が進み、使用料・手数料の見直し、未利用地の処分による歳入確保、職員の採用抑制や事務事業の見直しによる歳出抑制等の行政改革に取り組んできたところである。

しかし、今後の財政見通しは、市税等歳入の大幅な伸びが期待できない中で、高齢化に伴う保健福祉関係経費の増加等により、依然として厳しい財政状況が予想されることから、引き続き、徹底した経費の削減と限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めるなど、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図る必要がある。

表1－2(1)　市町村財政の状況（単位：千円）

区　　分	平成12年度（大滝区）	平成16年度（大滝区）	平成22年度（伊達市）	平成27年度（伊達市）	令和元年度（伊達市）
歳入総額　A	3,232,801	2,840,579	18,784,366	18,326,014	18,122,184
一般財源	1,993,829	1,821,886	12,948,073	12,920,144	12,288,402
国庫支出金	296,788	167,292	2,707,019	2,615,453	2,538,800
都道府県支出金	145,024	144,153	1,145,428	1,177,700	1,233,329
地方債	393,900	418,200	1,851,726	1,255,571	1,026,640
うち過疎対策事業債	119,100	104,600	128,400	47,800	76,900
その他	403,260	289,048	132,120	357,146	1,035,013
歳出総額　B	3,181,572	2,781,172	18,164,177	17,268,236	17,909,580
義務的経費	870,451	960,285	8,081,947	7,870,678	7,741,155
投資的経費	1,290,281	711,369	2,574,993	1,552,067	1,994,742
うち普通建設事業	1,172,478	711,369	2,572,256	1,539,107	1,994,742
その他	1,020,840	1,109,518	7,507,237	6,306,384	8,173,683
過疎対策事業費	370,403	150,759	142,829	53,552	75,565
歳入歳出差引額　C　（A－B）	51,229	59,407	620,189	1,057,778	212,604
翌年度へ繰り越すべき財源　D	4,142	0	46,766	116,464	104,059
実質収支　（C－D）	47,087	59,407	573,423	941,314	108,545
財政力指数	0.145	0.187	0.39	0.39	1.0
公債費負担比率	17.4	20.6	17.7	18.0	16.5
実質公債費比率	－	－	12.5	9.9	5.6
起債制限比率	4.8	5.0	11.5	9.5	
経常収支比率	78.6	93.2	87.3	85.1	88.7
将来負担比率	－	－	71.9	28.4	－
地方債現在高	3,266,838	4,993,539	22,225,329	20,045,700	19,076,147

③　施設整備水準の現状と動向

ア　道路・交通

大滝区の市道は、総延長が120.6㎞で、改良率は69.0％・舗装率53.8％となっている。（令和３年３月31日現在道路現況調書）

冬期の除雪体制は、幹線道路を重点的に確保し、民間委託によってほぼ確立されている。公共交通機関としては、国鉄胆振線の廃止後は、代替バスの運行により住民の生活路線を確保している。

イ　生活環境施設

大滝区の水道施設は、３か所（本町・優徳町・北湯沢温泉町）が簡易水道で、普及率は99.9％である。その他の集落は飲用水供給施設により給水を行っている。生活水準の向上や大型ホテルの建設等に伴い需要水量は増加したため、施設の整備を行い安定給水に努めている。

下水道施設は、平成４年から過疎代行制度による公共下水道の整備を行い、終末処理場及び幹線の整備は既に完了しており、令和２年度末の水洗化率は89.7％となっている。認可区域外においては合併浄化槽の整備普及している。

ごみ処理については、平成14年12月から「西いぶり広域連合」によって廃棄物処理業務を行っているが、区内で年間約700tの排出量がある。

また、ごみの減量化と徹底した分別、リサイクル意識の高揚を図るため、合併前の平成16年４月からごみ収集の有料化を実施し、更に生ごみの分別収集を実施して大滝有機物再資源化センターで堆肥化するなど、環境保全とリサイクルを推進している。

住宅は、公的住宅として公営住宅建設を昭和41年から始め、平成26年３月末現在の戸数は253戸であるが、老朽化した住宅が多いことから、現在は機能的な建替と公営住宅の集約化を進めている。

ウ　教育施設

大滝区の学校教育は、平成31年４月に大滝小学校と大滝中学校が大滝徳舜瞥学校に再編され、義務教育学校１校となり、令和３年４月１日現在で、児童数18名、生徒数12名である。

前期課程は、１・２学年が各１学級、３・４学年及び５・６学年の各複式学級、特別支援学級が１学級となっており、後期課程は在籍生徒がない７学年を除いた８・９学年が各１学級という状況である。

校舎等の学校施設は、平成７年に建設された大滝小学校の施設を改修し、使用している。

また、平成５年に整備した大滝区調理場は、平成30年１月に市街地に整備したただて歴史杜食育センターに統合し、引き続き完全給食が実施されている。

社会教育の主な施設は、大滝基幹集落センター、大滝総合運動公園、各自治会の集会施設があり、地域住民の活動拠点として利用されている。

社会教育に関する住民の学習意欲や学習ニーズに応えるため、住民相互の親睦と交流や住民の健康増進に資する文化施設やスポーツ施設を運営管理している。

エ　医療及び福祉厚生施設

大滝区の医療体制は、令和３年３月末現在で社会医療法人による週１回程度の巡回診療、歯科診療所（週２回）１か所で、その診察時間帯も限られていることから、多くの住民は市

街地の総合病院、専門病院や近隣の室蘭市・苫小牧市などの医療機関を利用し、長距離、長時間通院を余儀なくされている。

社会福祉施設は、障がい者支援施設３か所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）、共同生活援助事業所が各１か所開設されており、広域的施設として日常生活の支援と家庭や社会復帰を支援している。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

○大滝区

区　　分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成26年度末	令和元年度末
市町村道　改良率（%）	10.3	23.7	46.3	61.5	67.8	68.1	69.0
市町村道　舗装率（%）	0.2	7.2	32.3	46.2	51.4	52.4	53.8
農道延長　（m）	－	－	－	－	3,031.2	3,031.2	－
耕地1ha当たり農道延長（m）	40.6	19.2	1.9	1.9	2.6	2.5	－
林道延長　（m）	－	－	－	－	56,914	55,722	53,240
林野1ha当たり林道延長（m）	2.4	2.2	1.6	6.2	2.3	2.3	2.2
水道普及率（%）	52.5	85.8	89.6	99.2	99.8	99.9	99.9
水洗化率（%）	－	6.6	25.5	60.8	74.7	84.7	90.3
人口千人あたり病院、診療所の病床数（床）	14.0	16.0	16.0	156.2	－	－	－
小学校危険校舎面積比率(%)	－	－	12.2	34.3	0.0	0.0	0.0
中学校危険校舎面積比率(%)	－	26.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○伊達市全体

区　　分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成26年度末	令和元年度末
市町村道　改良率（%）	－	－	－	53.9	59.9	60.6	61.5
市町村道　舗装率（%）	－	－	－	48.8	55.0	55.5	56.7
農道延長　（m）	－	－	－	－	－	－	－
耕地1ha当たり農道延長(m)	－	－	－	－	－	－	－
林道延長　（m）	－	－	－	－	－	－	－
林野1ha当たり林道延長(m)	－	－	－	－	－	－	－
水道普及率（%）	－	－	－	91.8	88.3	88.2	90.1
水洗化率（%）	－	－	－	89.8	84.2	87.8	91.6
人口千人あたり病院、診療所の病床数（床）	－	－	－	23.3	24.2	24.9	26.1
小学校危険校舎面積比率(%)	－	－	－	8.3	0.0	0.0	0.0
中学校危険校舎面積比率(%)	－	－	－	0.0	0.0	0.0	0.0

（4）地域の持続的発展の基本方針

大滝区は、道央圏・支笏洞爺国立公園の一角に位置し、豊かな緑に恵まれ、清流と豊富な温泉、そして変化に富んだ自然が四季折々に移りゆく美しい故郷である。

若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、地域社会や産業を支える担い手不足など多くの課題を抱えているが、先人によって培われてきた特色ある歴史と文化を有し、恵まれた自然環境と豊かな地域資源を活かした地域の活性化に向けた大きな潜在力と可能性を秘めている。

今後の過疎地域対策は、第７次伊達市総合計画に掲げる“将来像”と“まちづくりの基本目標”を柱として、郷土に愛着を持ち、いきいきと働くことができ、安心して暮らすことができる地域社会の実現に努める。

将来像　みんなが豊かさを感じられる
市民幸福度最高のまち

■稼ぐ力と雇用を生み出すまちづくり

「稼ぐ力」が強く、安定した産業基盤の確立と雇用の創出を図ります。

ブランド力の高い第１次産業、環境にやさしい林業を振興するほか、消費者ニーズに合った商業や地場産業の振興を図ります。

若者・女性・高齢者など、多様な働き手が活躍できる雇用の創出と職場環境の改善を促進します。

■豊かな心と人を育むまちづくり

次代を担う人づくりを地域全体で進めます。

学校教育の充実を図り、豊かな心を持ち、問題解決力に優れた人材を育成します。

地域全体で子どもの健やかな成長を見守り、育む体制を確立します。

市民の学びを支援し、伊達市らしい歴史、文化、芸術、スポーツなどの活動を振興します。

■健やかで人にやさしいまちづくり

健やかに、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

食育を推進するとともに健康の増進を図り、健康寿命の延伸に取り組みます。

多様な境遇の人へのきめ細やかな福祉体制を構築し、安心して生活できる環境を整備します。

■安心・安全で住み良いまちづくり

災害に強く、安心・安全が確保され、便利で快適な都市環境を整備します。

人口規模に合わせてまちの整理・整頓を図りながら、効率的な整備や維持管理に努めます。

防災意識を高めつつ、災害に強いインフラ整備や防災体制を強化するとともに、消防・救急体制の整備を図り、安心・安全の確保を進めます。

■市民力を生かしたまちづくり

まちづくりを「自分ごと」と捉え、課題の解決にチャレンジする市民、団体、企業、行政が手を取り合い、幸福度の高いまちをつくります。

的確な情報発信に努め、市民の自発的な活動やコミュニティの活性化を支援します。

行財政の効率化を図り、持続可能なまちの基盤を維持します。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき各施策を遂行することにより、社会減をゼロに近付けるよう努め、過疎からの脱却を目指す。

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を検討する。

（7）計画期間

この計画は、令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５か年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

本市ではこれまで、行政需要の増大に応じて、小中学校、庁舎、市営住宅などの建築物系施設や道路、橋りょう、上下水道などのインフラ系施設を集中的に建設し、これらの公共施設等は区民の生活基盤、地域コミュニティの拠点などとして大きな役割を果たしてきた。

しかし、老朽化の進行や更新時期の到来、人口減少や少子・高齢化の進行に伴う統廃合や複合化の必要性、大規模災害への対応等により、これらの公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しており、対応が迫られているところである。

今後、本市の公共施設等の改修や更新については、将来のまちづくりと資産のライフサイクルに基づき、適切な時期に適切な方法で進めていく必要がある一方、財政面では、人口減少に伴う税収の伸び悩みや社会福祉関連経費の増加に伴う財政の逼迫が懸念されているため、これまでと同様の水準で公共施設等への投資を継続していくことは困難になると予想され、公共施設等の維持管理に当たっては、財政状況を勘案し、今後の方針を決定する必要がある。

このような状況の中、本市では、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として「伊達市公共施設等総合管理計画（平成28年３月策定）」を策定しており、本計画に関連する公共施設等の維持管理、更新などについては、当該計画との整合を図りながら対応する。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（1）現況と問題点

①　移住・定住

全国的に人口減少が進む中、大滝区においても様々な要因によって人口が減少しており、特に都市への流出は深刻な問題となっている。このまま減少傾向が続くことになれば、地域経済や地域コミュニティなどの活力の衰退が予測されることから、早急な対応が求められている。

②　地域間交流

大滝区は、昭和63年からカナダのレイクカウチン町と姉妹都市交流を行っており、相互に児童・生徒が訪問などを行いながら地域間の交流を深めているが、少子化により児童・生徒数が減少していることや、財政的な問題などから交流事業の実施が難しくなってきている。

③　人材育成

少子高齢化や人口減少などによって、地域の産業や地域コミュニティなどの担い手が不足してきており、地域の持続的発展のためには新たな人材の確保と育成が必要である。

（2）その対策

①　移住・定住

地域の魅力をさらに発信するとともに、移住相談の体制を強化し、ニーズへの対応をきめ細やかに行う。また、地域の認知度不足を補うため、西胆振地域が一体となって進めている移住相談の取組を活用し、大滝区への移住・定住を促進する。

②　地域間交流

参加者の負担軽減や事業規模の最適化など、より地域間交流が深められるように交流事業全体の見直しを行う。

③　人材育成

農業や林業など地域経済を担う人材の育成に努めるとともに、次代を担う地域のリーダーの育成のために必要な研修等の開催や支援を行う。

④　持続的発展のための目標

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の各種対策を確実に推進するため、移住・定住や地域間交流を促進させ、次代を担う地域のリーダーの育成のための支援を行う。

（3）計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住			
		・都市圏などで開催される移住相談会へ参加し、移住情報などの提供を行う。	市	
	(3)人材育成			
		・これからの地域を担う人材の育成のため、講座や研修を開催する。	市	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本区分の施策については、公共施設等との関連性はないが、必要に応じ、公共施設等総合管理計画との整合を図ることとする。

3　産業の振興

（1）現況と問題点

①　農業

大滝区の農業は、山岳丘陵地帯の畜産と狭小な平坦地における根菜類等の寒冷地作物の栽培が中心である。

耕地面積は、一戸当たり8.6ha（2015年農林業センサス）と全道平均の23.4haに比べて狭く、全般的に山麓の丘陵地帯であるため大規模機械化農業を推進するには制約が大きい。また、経営規模も小さくなっていることから、安定した農業経営を図るために付加価値の高い作物の選定や地力の向上のための生産基盤整備を積極的に進める必要がある。

一方、地域産物としては、長いもが定着しており、今後も引き続き品質の改良、作業の機械化を進めながら、付加価値をつけた流通の方策等を促進する必要がある。

また、農業を支える担い手の減少と高齢化が進んでいることから、軽量作物であるアロニア（小果実）の栽培を奨励し、特産品化に向け取り組んでいるところであり、今後も本格的な生産・出荷体制の確立に向けて、引き続き、研究・普及等を促進していく必要がある。

②　林業

大滝区の森林については、令和元年４月１日現在、森林面積は地区総面積の88％、24,168haを占め、国有林が62％の14,976ha、民有林は38％の9,192haである。

天然林は生産性の低い二次林がその大半を占めており、カラマツ、トドマツを中心とする人工林についてもその大半が育成途上であり、林業生産基盤は脆弱である。

森林は、生態系の保全・水源の涵養など、多様な公益的機能を発揮するが、輸入木材の増加などによる木材価格の低迷や採算性の悪化により、保育の行き届かない森林が増加しており、地球温暖化防止、多面的機能の維持・増進や将来にわたる森林資源の循環利用の確保が必要である。

③　経営近代化施設

大滝区の農業経営の近代化のため、大型機械の導入や共同利用を積極的に促進し、多角的な経営を推奨してきたが、共同利用組織の充実によるコスト低減化・栽培技術の向上による経営改善を更に進める必要がある。

農業者の高齢化対策の一環としては、地熱を利用した栽培の促進も導入しており、今後も施設を維持していく必要がある。

また、引き続きクリーン農業を推進し、大滝区農業のイメージアップに努めていく必要がある。

④　地場産業

大滝区の地場産業は、地熱きのこ、トマト等の温泉熱利用による農林産物生産施設の整備などによって、その経営内容は順調であるが、経営の安定化、生産量の増大を図るためには、

さらなる販路の拡大を図る必要がある。

⑤　企業誘致

大滝区は、地理的条件は厳しい中にあって、これまで福祉・医療施設の誘致等を行い、平成７年には大型観光ホテルを誘致し、就業機会の増大と人口の定住化を図っている。

一方で働き手不足等による福祉・医療施設が都市部へ移転する傾向もみられ、人口流出が懸念されており、今後も地域の特性を活かした企業誘致を積極的に進め、過疎化を防いでいく必要がある。

⑥　商業

大滝区の商業は、かつては小規模経営の小売業が営業していたが、現在はその多くが廃業しており、現在は食料品・日用品等を取り扱うコンビニエンスストアと飲食店などが点在するのみで、品揃えの状況から購買力の流出が大きくなっている。

このようなことから、商工会が経営相談・経営指導・情報提供などに努めているが、独自の経営戦略や観光と結びつけた商業振興の充実を図る必要がある。

⑦　観光・レクリエーション

支笏洞爺国立公園の中心部に位置する大滝区は、道央圏と道南圏の観光エリアを結びつける大きな役割を果たす地域性を保持しており、湯量豊富な北湯沢温泉郷を中核に、ホロホロ山自然休養林、景勝三階滝公園などを擁し、札幌市、千歳市、苫小牧市、室蘭市などの道内主要都市と、胆振・石狩・後志各振興局管内にまたがる観光圏域である。

各圏域からの主要幹線道路の国道276号と国道453号が整備され、主要道道白老大滝線も整備されたことから、区内の年間入込観光客は増大している。

区内の宿泊施設は５施設であるが、大型ホテルが進出したことによって、収容人数が約1,800人となり観光客の受入体制が向上してきている。

近年は外国人旅行客の誘致や余暇活用の一環として、観光・レクリエーションの果たす役割は非常に大きく、特にアウトドアが人気を集めてきていることから、地理的条件と観光資源を活用した魅力ある滞在型・体験型の観光と区民を含めたレクリエーションの拠点づくりを進める必要がある。

また、近隣市町との広域的な連携によって、圏域としての集客につながるイベントの取組が必要である。

⑧　過疎地域持続的発展特別事業

廃業や若年層の流出等による農林業や商店等地域産業の担い手不足が顕在化しており、地域の振興・発展の担い手を確保する環境づくりや組織の機能強化を図る必要がある。

また、観光においては、関係団体等と連携を図りながら、観光客の増大を図る上で効果的な施策を展開し、観光振興と地域経済の活性化を図る必要がある。

（2）その対策

①　農業

限られた耕地面積の中で安定した農業経営を図るため、地域特産品として定着している「長いも」のブランド化に向けたさらなる品質の向上に努めるとともに、生産・出荷体制の強化を促進する。

軽量作物であるアロニアの栽培は、農業経営者の高齢化対策、農家収入の安定・拡大を図るため長期的な視点で生産・出荷体制の確立を図る。

また、付加価値のある安心で安全な農作物の生産と地域資源循環型農業におけるクリーン農業を促進する。

②　林業

木材生産機能と公益的機能を重視した造林を推進し、既存森林の健全な育成・保全を促すことで、森林の持つ多面的な機能の維持増進を図る。

また、地球温暖化防止に向けた取組として、森林整備により排出される間伐材等の未利用資源を有効活用し、地球にやさしい木質ペレットの製造と普及を継続する。

③　経営近代化施設

農業経営構造の改善・近代化のため、農業協同組合を中心とした農産物の集出荷体制の確立を更に進めるとともに、計画的・多目的流通機能の整備による消費者への安定出荷と安定価格対策を促進する。

温泉熱の利用によるハウス栽培や夏場の露地栽培については、規模の拡大や他の農産物への活用、温泉の二次利用など、温泉の有効活用を検討し、通年出荷型の農業推進体制の確立に努めるとともに、地熱水供給施設の機械類の整備、更新を図り、安定的な供給に努める。

④　地場産業

地場産品のＰＲと販売拡大を推進するとともに、地域資源を活かした特産物の開発や商品の高付加価値化を支援し、地域経済の活性化に努める。

⑤　企業誘致

地域の特性や資源を活かし、地域経済の活性化につながる企業誘致の促進と積極的な支援に努める。

⑥　商業

国道453号通過客や観光客をターゲットとした工夫した販売戦略や魅力ある地元商品の開発、複合的な経営手法への改善など、消費人口増加のための取組を積極的に支援する。

⑦　観光・レクリエーション

豊富な地域資源を活用して周辺観光地との広域的な連携を深め、既存観光施設と豊かな自然を活用した体験型観光やレクリエーション等による地域間交流を促進するとともに、通年型滞在・滞留観光地づくりを推進し、地域の活性化を図る。

⑧　過疎地域持続的発展特別事業

農林業を支える担い手を確保するため、後継者の就農や農地の集約化を支援するとともに、高い技術と優れた経営管理能力を持つ農林業の担い手の育成と新規就農や農業法人等の誘致を促進する。

地域経済の発展や地域活性化のため、小規模事業者の経営改善普及事業や商工会の運営を支援する。

また、観光協会等と連携を図り、観光イベント等の集客力のあるソフト事業を促進する。

⑨　持続的発展のための目標

産業の振興の各種対策を確実に推進するため、大滝区の特性を活かした農林水産業、観光、商業等の振興と地域活性化を促進させ、就業機会の拡大を図る。

（3）計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　産業の振興	(1)基盤整備			
	林業	公有林整備 ・新植（カラマツ・トドマツ・アカエゾマツ） ・下刈、除間伐（保育・更新）	市	
		木質ペレットプラント生産設備等更新 ・生産設備、重機等更新	市	
	(3)経営近代化施設			
	農業	地熱水供給施設整備 ・源泉ポンプ等更新 大滝有機物再資源化センター ・回収車更新（１台）	市	
	(9)観光又はレクリエーション			
		道の駅整備	市	
		大滝区観光施設整備	市	
		共同浴場改修（ゆのさとの湯）	市	
		共同浴場駐車場整備（ふるさとの湯）	市	

(10)過疎地域持続的発展特別事業			
第１次産業	とうや湖酪農ヘルパー利用推進補助 　周年拘束性という酪農家の特殊性に対処し、定期的、緊急的な休暇を取れるよう酪農ヘルパーを派遣することで経営の安定化と後継者の就業を促進する。	団体	将来的な事業効果あり
	とうや湖畜産共進会補助 　とうや湖共進会の推進に要する費用を補助し、区内畜産農家の飼養管理技術の研鑽と連携を深め、農業後継者間の交流と意欲の高揚と家畜の能力、体型等を向上させる。	団体	将来的な事業効果あり
	とうや湖家畜伝染病自衛防疫推進補助 　区内各農場の自衛防疫による家畜伝染病の予防対策を徹底することにより、畜産経営の安定を図る。	団体	将来的な事業効果あり
	農地流動化促進助成 　農地の流動化が進まず、将来的に耕作放棄地が増え、農業の衰退が懸念されるため、農地売買に対する助成することにより農地の集積や法人誘致を促進させる。	市	将来的な事業効果あり
	堆肥舎整備助成 　堆肥舎の整備により、環境保全対策を推進し、自然と産業と人が調和した環境保全型農業を確立し、効率的かつ安定的な畜産経営の育成を図る	市	将来的な事業効果あり
商工業・６次産業化	壮瞥町商工会運営費助成 　大滝区の小規模事業者が加入する壮瞥町商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業活動等運営費を助成し、地域商工業の発展と地域の活性化を図る。	市	将来的な事業効果あり

	観光	北湯沢ロングラン花火大会 助成 　即効性ある集客のため、観光協会が行う本事業に対して助成し、大滝区の観光振興と地域経済の活性化を図る。	団体	将来的な事業効果あり
		大滝区観光振興補助 　大滝区の各種観光事業に対して補助を行い、観光の振興を促す。	市	将来的な事業効果あり
	企業誘致	大滝区活性化促進助成 　大滝区の過疎化に歯止めをかけ、雇用創出、新規就労の場を確保するため、新規事業者と事業を拡大する事業者に対して、対象経費の1/2以内を助成し、支援する。	民間等	将来的な事業効果あり

（4）産業振興促進事項

①　産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
伊達市大滝区全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月31日	

②　当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記対策及び計画のとおり
なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて、周辺市町村及び北海道との連携に努める。

（5）公共施設等総合管理計画との整合

本区分に関連する公共施設等の維持管理、更新などについては、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

４　地域における情報化

（1）現況と問題点

①　電気通信施設等情報化のための施設

大滝区では、ＣＡＴＶ施設整備により、難視聴地域の解消、各種情報の提供、インターネット環境の提供など情報基盤整備が図られたが、ＣＡＴＶ施設の老朽化やインターネット通信の普及拡大に伴う住民ニーズに応えるため、令和２年度に通信事業者が提供する光ファイバ網等による高速大容量の高度無線環境整備に取り組んだところである。

また平成27年には、伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町が共同で整備したコミュニティＦＭ放送局が開局し、災害時等の情報伝達手段としての役割を担っている。

今後も、住民ニーズに応える情報提供やサービスの向上を図るため、コミュニティＦＭ放送機器の更新等に努めていくとともに、日々進化する高度情報化社会に即した情報通信環境を維持する必要がある。

②　地域間交流

交通・情報通信手段の発達による日常生活圏の広がりは、地域間交流を積極的に推進する機会でもある。

大滝区の各種施設を都市住民との交流の場として有効活用するなど、幅広い交流を推進し、地域の活性化を図る必要がある。

③　過疎地域持続的発展特別事業

人・モノ・情報等の流れや経済がグローバル化する中にあって、大滝区では、昭和63年にカナダのブリティッシュコロンビア州レイクカウチン町との姉妹都市を提携し、次代を担う子ども達の国際理解を深め、国際感覚を涵養しようと同町からの国際交流職員の招致や同町への義務教育学校の生徒派遣事業を展開している。

今後も、多くの区民が異文化とふれあい、相互理解を深める国際交流事業に取り組みながら、国際化に対応した人づくりと、「おおたき国際スキーマラソン」や「おおたき国際ノルディックウォーキング大会」などによる地域づくりを継続する必要がある。

（2）その対策

①　電気通信施設等情報化のための施設

日々進化する高度情報化社会に即した情報通信環境の整備促進に努める。

また、伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町が共同で整備を行ったコミュニティＦＭ放送局の中継局設備機器の更新により、災害時等に備えたより安定した情報提供体制の確立を図る。

②　地域間交流

地域の特性を活かした交流のネットワークの形成に努めるとともに、既存施設の有効活用とスポーツ、イベントなどを通じた交流を拡大する。

③　過疎地域持続的発展特別事業

難視聴地域対策としては、高度無線環境を用いた安価で安定した地上デジタル放送の視聴環境の提供に努める。

また、国際交流と地域間交流については、区民が外国人や外国文化に触れることで、国際感覚を身に付け、国際人としての意識を醸成するなど、国際化に対応できる人材づくりを推進するとともに、「おおたき国際スキーマラソン」や「おおたき国際ノルディックウォーキング大会」などの地域間交流事業の充実を図る。

④　持続的発展のための目標

地域における情報化の各種対策を確実に推進するため、住民の日常生活の快適性、利便性を確保するとともに、高度無線環境整備による情報通信の更なる高速大容量化により、地域の活性化を図る。

（3）計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	その他の情報化のための施設	コミュニティＦＭ放送局設備機器更新	市	
		難視聴地域対策	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	国際交流推進 　大滝徳舜瞥学校の生徒等をカナダの姉妹都市、レイクカウチン町へ派遣し、親善交流するとともに英語圏での生活を通した異文化体験により、生徒の国際感覚を養う。	市	将来的な事業効果あり
		ネイティブスピーカー活用 　カナダの姉妹都市、レイクカウチン町から国際交流職員を招致し、学校の英語教育、国際理解教育の充実を図る。	市	将来的な事業効果あり

		国際スキーマラソン大会補助 　大滝区の雄大な自然の中で区民のスポーツに対する意識の高揚と地域間交流、国際交流等を通じた地域振興を図るために開催される大会を支援する。	団体	将来的な事業効果あり
		国際ノルディックウォーキング大会補助 　大滝区の雄大な自然の中で区民のスポーツに対する意識の高揚と地域間交流、国際交流等を通じた地域振興を図るために開催される大会を支援する。	団体	将来的な事業効果あり
		難視聴地域対策助成 　地上デジタル放送の難視聴地域である大滝区のテレビ視聴に係る経費の一部を助成する。	市	将来的な事業効果あり
	基金積立	国際スキーマラソン大会補助	団体	将来的な事業効果あり

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本区分に関連する公共施設等の維持管理、更新などについては、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

５　交通施設の整備、交通手段の確保

（1）現況と問題点

①　市道

大滝区の道路網は、国道276号と国道453号の２路線、道道は、主要道道白老大滝線、一般道道清原喜茂別線が山間地域の集落間及び市街地を結ぶ基幹交通網を成し、観光・産業振興及び住民の交通確保の重要な役割を果たしている。

地域住民の生活にとって欠くことのできない区内の市道は、令和３年３月31日現在改良率69.0%、舗装率53.8%となっており、今後も引き続き、住民の日常生活の安全、利便、快適性を確保するため、道路改良舗装や除雪体制・吹雪対策などの道路維持、補修を実施する必要がある。

②　道路整備機械等

区内市道120.6kmのうち、冬期間の生活道路として除雪確保されている市道は52km(令和２年度）である。

年間累積降雪量は６～９ｍで、11月初旬から４月下旬まで降雪があり、交通事故の原因ともなる路面凍結やブラックアイスバーンの発生頻度も多く、細やかな除雪が必要である。

③　公共交通網の最適化

国鉄胆振線廃止以来、通院、通学等の市街地までの移動手段として代替バスが運行されているが、採算性や車両維持などの課題から将来にわたって維持運行可能か不透明であり、今後地域の実情に即した公共交通サービスの検討が必要である。

④　過疎地域持続的発展特別事業

地域住民が通院、通学等のために市街地へ移動する際、大きな負担が生じていることから、安心して暮らすことができるよう支援する必要がある。

（2）その対策

①　市道

広域道路の整備を促進するとともに、主要幹線道路を中心とした道路改良・舗装整備を推進し、また冬期間の除雪体制など適正な維持管理を行うことにより、生活道路の保全を図る。

②　道路整備機械等

幹線道路確保のための効果的かつ効率的な除雪体制を確立し、住民の生活路線を確保するため除雪機械の更新を図る。

③　公共交通網の最適化

地域住民が安心して暮らすことができるよう公共交通網の見直しを進めるとともに、持続可能な公共交通サービスの構築を図る。

④　過疎地域持続的発展特別事業

通院、通学等に係る地域住民の負担軽減等支援サービスの充実を図る。

⑤　持続的発展のための目標

交通体系の整備を確実に推進するため、住民の日常生活の快適性、利便性の確保を図る。

（3）計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
４　交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	北湯沢優徳線改良舗装 L=1,050m W=5.5m	市	
		昭園５号線改良舗装 L=120m W=5.5m	市	
		大滝運動公園１号線改良舗装 L=1,420m W=5.5m	市	
		大成円山線改良舗装 L=1,210m W=5.5m	市	
	橋りょう	大成橋橋梁修繕 L=58.5m W=6.3m	市	
		徳舜瞥橋橋梁修繕 L=159.5m W=8.7m	市	
		清流橋橋梁修繕 L=51.6m W=7.0m	市	
		鉄徳橋橋梁修繕 L=30.0m W=6.3m	市	
		清見橋橋梁修繕 L=96.0m W=9.2m	市	
		青雲橋橋梁修繕 L=25.8m W=9.2m	市	

その他	道路照明等更新（灯具ＬＥＤ化、307基）	市	
(8)道路整備機械等			
	除雪トラック更新 （10t級１台）	市	
	除雪ドーザ更新 （13t級１台）	市	
(9)過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	国鉄胆振線代替バス交通対策 　大滝区から市街地等の遠距離バス通学する高校生の通学定期代の補助し、負担を軽減させるとともに、国鉄胆振線代替バス待合所の維持管理を行う。	市	将来的な事業効果あり
	大滝区通院支援 　大滝区から通院に係る路線バスの無料パスを発行し、医療機関への通院を支援する。また、バス停から離れた地区の利用者には自宅と最寄りバス停間の送迎を行い地域医療サービスの向上を図る。	市	将来的な事業効果あり
	妊産婦検診通院交通費補助 　大滝区在住妊産婦の健診等の通院に係るバス料金を補助し、疾病等の早期発見や適切な指導を受ける健診機会の確保等により、母子保健を向上させる。	市	将来的な事業効果あり
	大滝区幼児療育通園交通費補助 　最寄りバス停から療育機関までの通園に係るバス料金を補助し、心身に発達の遅れや障がいのある幼児の早期療育を推進する。	市	将来的な事業効果あり
	高齢者福祉バス 　大滝区に在住する70歳以上高齢者を対象とした路線バスの無料乗車を行い、高齢者の移動手段の確保と積極的な社会参加を促す。	市	将来的な事業効果あり
基金積立	国鉄胆振線代替バス交通対策	市	将来的な事業効果あり
(10)その他			

		公共交通網の最適化 　公共交通網の最適化による効率的な移動手段の確保	市	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本区分に関連する公共施設等の維持管理、更新などについては、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

６　生活環境の整備

（1）現況と問題点

①　水道施設

大滝区の水道施設は、簡易水道事業により、本町、優徳町、北湯沢温泉町地区で給水しており、３地区での計画給水人口は1,700人、最大給水量は1,521㎥/日、令和２年３月末現在で区域内人口は961人である。

平成22年３月には、水道事業を合理的かつ計画的に推進するため、北湯沢・優徳地区と本町地区の２つの事業を統合し大滝区簡易水道事業とした。

北湯沢地区には５施設で約1,800人収容可能な宿泊施設があり、大雨等で高濁度発生時には水量不足となっていたことから、平成26年度には各浄水場を送水管で接続する事業を実施し、安定供給の確保を図っている。

②　下水道処理施設

大滝区の公共下水道施設は、平成４年度から特定環境保全公共下水道事業にて整備を行い、平成10年３月より供用を開始している。

現在、計画人口910人、計画日最大処理量1,700㎥/日、計画面積101.2haの認可を受け、整備はほぼ完了している。

しかし、供用開始から20年以上が経過し、施設の経年劣化や損傷等における老朽化が著しく、処理機能の停止や処理効率の低下は、汚水の溢水等、区民生活へ大きな影響を与えるため、その対応が大きな課題となっている。

また、認可区域外の地域では、未だ生活雑排水等を放流している状況もあるため、環境衛生面からも早急な改善を働きかけていく必要がある。

③　廃棄物処理施設

大滝区の一般廃棄物の処理は、平成14年12月から「西いぶり広域連合」の中間処理施設による処理を開始し、廃棄物の資源化と適正処理を行っている。

④　消防施設

大滝区は昭和47年に一部事務組合である西胆振消防組合（現：西胆振行政事務組合）に加入して広域消防に取り組んでおり、同組合は平成18年２月に伊達市消防本部が加入する形で再編されている。

現在は、大滝出張所と消防団１分団が組織され、消防署員６名、消防団員26名で構成されており、消防体制が確立されているが、高層ホテル等の観光施設の対応を重視した消防体制を整備する必要がある。

⑤　公営住宅

大滝区の公営住宅は、昭和41年から建設が開始され、令和元年度末現在、市が管理する大滝区の公営住宅は219戸、特定公共賃貸住宅34戸、総戸数253戸であるが、１戸当たりの専用床面積の規模が小さく、老巧化が著しい。

このため、「伊達市公営住宅等長寿命化計画」に基づく長寿命化と国の制度等を活用した建替を推進していること、白樺団地の一部が土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」に指定されたことなどから、子育て世帯や高齢者世帯等の段階的な移転を検討している。

大滝区には民間賃貸住宅が無いことから、今後も良質な住宅の提供の検討が必要である。

⑥　サービスステーション施設

平成29年３月に大滝区唯一の民間給油所が廃業したことに伴い、地域住民への石油製品の安定的な供給を確保するため、同年の９月に跡地を利用し大滝サービスステーションを設置した。

⑦　過疎地域持続的発展特別事業

区内に点在する旧大滝村時代に建設され、既に廃止した市有施設を防災、防犯、景観改善など地域住民の生活環境を保全するため、解体撤去する必要がある。

（2）その対策

①　水道施設

安心・安全で安定的な水道水の供給を確保するため、簡易水道供給施設の適正な維持管理を行い、施設の計画的な整備を推進する。

②　下水道処理施設

今後設備更新費の増大が予想されるため、長寿命計画に基づき、効率的かつ計画的に更新工事を実施するとともに、地域の実情に応じた下水道施設の整備や合併浄化槽設置などの効果的かつ効率的な整備を推進し、生活雑排水等の適正処理による環境保全に努める。

③　廃棄物処理施設

令和６年度に供用開始予定の新中間処理施設に係る建設費負担やごみの分別の徹底による減量化とリサイクルを促進する。

④　消防施設

消防施設、消防設備及び各種消防車両を計画的に更新し、消防機能の整備・充実に努める。

⑤　公営住宅

高齢化社会に対応した安全・快適で良質な公営住宅の提供を図るため、区内に点在する老朽化した公営住宅の計画的な移転集約と計画的な維持管理に努める。

⑥　サービスステーション施設

石油製品の安定供給や災害時の対応施設として、サービスステーション事業を継続的に運営管理する。

⑦　過疎地域持続的発展特別事業

区内の既に廃止し、使用しなくなった市有施設を解体撤去し、防災、防犯、景観改善など地域住民の生活環境の保全を図る。

⑧　持続的発展のための目標

生活環境の整備の各種対策を確実に推進するため、地域住民の安心、安全な日常生活を確保し、大滝区の豊かな自然環境の保全に努める。

（3）計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
５　生活環境の整備	(1)水道施設			
	簡易水道	簡易水道中央監視盤更新	市	
		本町浄水場計装盤・動力盤等更新	市	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	下水道ストックマネジメント計画に基づく更新 ・下水道管理センター（北湯沢主ポンプ場含む、建築、電気、機械、土木） ・マンホールポンプ所（電気、機械） ・下水道管渠更新（主要管渠ＴＶカメラ調査、老朽化所管更生）	市	
	その他	合併処理浄化槽整備（５基）	市	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	西いぶり広域連合新中間処理施設整備	西いぶり広域連合	

	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	大滝区内廃止市有施設解体撤去 　防災、防犯、景観改善など地域住民の生活環境を保全するため、区内にある廃止市有施設を解体撤去する。	市	将来的な事業効果あり
	基金積立	大滝区内廃止市有施設解体撤去	市	将来的な事業効果あり

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本区分に関連する公共施設等の維持管理、更新などについては、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）現況と問題点

①　高齢者の保健・福祉

大滝区の高齢者比率は平成27年国勢調査で48.7％とその割合は高く、若年者の減少とともに高齢化は今後も進行することが予想される。

在宅介護は、令和２年度末に在宅介護支援センター・デイサービスセンターが休止したことから、市街地や近隣への移送により在宅サービスと介護支援を行っている。

また、自立できる高齢者支援対策としては、平成８年に開設した軽費老人ホーム（ケアハウス）のほか、平成16年度から高齢者専用住宅を設置し、在宅高齢者福祉体制の強化を図っている。

このような現状の中で、高齢者が住み慣れた地域で安心し、生きがいを持ちながら自立した生活を送れるように、既存施設を有効的に活用しながら、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供し、高齢者の生きがい対策や在宅支援体制の継続が必要である。

②　子育て環境の確保

近年、女性の就業機会が増大したことなどから共稼ぎ世帯が多く、更に核家族化の影響からニーズも多様化しており、保育所や放課後児童クラブでの保育内容の充実が求められている。

現在、区内の保育所と放課後児童クラブ各１か所でそれぞれ保育を実施しており、保育所では０歳児保育など子育て支援体制の強化を図ったところである。

園児や児童数は、少子化の影響等からここ数年は増加していないものの、保育サービス等を充実させ、継続していく必要がある。

③　過疎地域持続的発展特別事業

大滝区の冬の厳しい気候と交通や買い物等の生活の利便性の悪さから、一人暮らし及び夫婦世帯の高齢者の増加に合わせて、生活支援のニーズが高まっている。

高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きと住み慣れた地域で生活を送るため、介護支援機能と交流機能を総合的に提供できる様々な福祉サービスの実施が必要である。

（2）その対策

①　高齢者の保健・福祉

既存施設の有効活用と市街地や近隣への移送を行い、自立支援サービスと在宅介護支援体制の充実を図る。

②　子育て環境の確保

ニーズの多様化に対応した保育と放課後児童健全育成体制の充実を図り、子育て環境の整備を維持する。

③　過疎地域持続的発展特別事業

本区分に関連する公共施設等の維持管理、更新などについては、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

④　持続的発展のための目標

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の各種対策を確実に推進するため、高齢者の生きがい・健康づくりや子育て環境の整備、各種保健・福祉サービスの充実を図る。

（3）計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者･障害者福祉	高齢者等外出支援サービス 　大滝区在住の概ね65歳以上在宅高齢者を対象に通院や入退院、施設の入退所、各種手続等に係る区内の移送を行い、在宅高齢者の閉じこもりを防ぎ、生き生きとした日常生活の維持向上を図る。	市	将来的な事業効果あり
		高齢者生活援助 　大滝区在住の概ね65歳以上在宅高齢者を対象に庭や家周りの手入れ、雪下ろし、除排雪を行い、在宅高齢者の心身機能の活性化を図り、生き生きとした日常生活の維持向上を図る。	市	将来的な事業効果あり

		高齢者入浴サービス 　大滝区在住の概ね65歳以上在宅高齢者を対象に共同浴場までの送迎や見守り等の入浴サービスを行い、在宅高齢者の生きがいづくりや孤立感の解消、ふれあい交流を促進させ、日常生活の維持向上を図る。	市	将来的な事業効果あり
		生きがい活動支援 　大滝区在住の概ね65歳以上在宅高齢者を対象に伊達のデイサービスセンターひまわりまで送迎し入浴や給食、生活相談、日常動作訓練、健康状態の確認等の通所サービスを行い、デイサービスを通して心身機能の維持と閉じこもりを防ぎ、生きがいづくりを援助しつつ、要介護状態の予防を図る。	市	将来的な事業効果あり

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本区分の施策については、公共施設等との関連性はないが、必要に応じ、公共施設等総合管理計画との整合を図ることとする。

8　医療の確保

（1）現況と問題点

①　過疎地域持続的発展特別事業

大滝区の医療体制は、令和３年３月末現在で社会医療法人による巡回診療（週１回）、歯科診療所（週２回）１か所で、その診察時間帯も限られていることから、多くの住民は市街地の総合病院、専門病院や近隣の室蘭市・苫小牧市などの医療機関を利用し、長距離、長時間の移動を余儀なくされている。

公共交通機関は専ら路線バスで運行本数も少ないことから、特に高齢者や障がい者は通院に不便を強いられており、区内外の医療機関への通院の利便性の向上と地域医療サービスの充実を図ることが必要である。

また、救急医療体制についても、その移動距離から救急患者の搬送にかなりの時間を要することから、応急処置等の充実、医療機関との連携、患者搬送の迅速化を図る必要がある。

（2）その対策

①　過疎地域持続的発展特別事業

福祉施設や医療機関等と連携を図り、地域医療体制の充実に努めるとともに、子育て世帯に対する医療費の負担軽減等の継続を図る。

②　持続的発展のための目標

医療の確保の対策を確実に推進するため、地域医療体制と医療サービスの充実を図る。

（3）計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	児童生徒医療費助成 ・大滝区在住の乳幼児を含む児童生徒の保険適用分医療費の自己負担額を助成することにより、保護者の負担軽減を図るとともに心身共に健康な児童生徒等を育成する。	市	将来的な事業効果あり

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本区分の施策については、公共施設等との関連性はないが、必要に応じ、公共施設等総合管理計画との整合を図ることとする。

９　教育の振興

（1）現況と問題点

①　学校教育関連施設

ア　学校施設

大滝区の学校教育は、平成31年４月に大滝小学校と大滝中学校が大滝徳舜瞥学校に再編されたが、少子化や転出増加に伴い、児童・生徒数は減少が続いている。

校舎等の学校施設は、平成７年に建設された大滝小学校の施設を改修して使用しており、快適で豊かな学習環境を維持する必要がある。

イ　スクールバス

大滝区は、長流川沿いの丘陵地をはじめ、長流川流域の一部と尻別川上流の一角に点在する平坦部など広範囲に小集落が分散しているため、児童・生徒はスクールバスにより義務教育学校へ通学している。

現在、予備車両のスクールバスは平成17年製で購入から15年以上経過しており、損耗度合が酷く、安全で確実な運行を図るため、車両を更新する必要がある。

②　集会施設、体育施設等

社会教育の主な施設は、大滝基幹集落センター、大滝総合運動公園、各自治会の集会施設があり、地域住民の活動拠点として利用されている。

社会教育に関する住民の学習意欲や学習ニーズに応えるため、住民相互の親睦と交流や住民の健康増進に資する文化施設やスポーツ施設を維持しているが、一部自治会の集会施設では老朽化による破損が進んでいる。

また、大滝総合運動公園施設の一つであるノルディックウォーキング・歩くスキーコースは区民の相互交流や健康増進の場のみならず、国際スキーマラソン、国際ノルディックウォーキング大会の開催等、地域の枠を超えた交流の場として活用されており、今後もこれら施設の有効活用と整備用車両等の更新が必要である。

③　過疎地域持続的発展特別事業

区内に点在する旧大滝村時代に建設され、既に廃止した教職員住宅を防災、防犯、景観改善など地域住民の生活環境を保全するため、解体撤去する必要がある。

（2）その対策

①　学校教育関連施設

ア　学校施設

義務教育学校の運営に必要な施設整備などを行い、快適で豊かな学習環境の維持・充実

を図る。

イ　スクールバス

スクールバス車両の計画的な更新を行い、児童・生徒の安全で確実な通学を確保する。

②　集会施設、体育施設等

区民の多様化する学習ニーズに応えるとともに、地域の特性を活かした社会教育活動やスポーツ活動を促進する。

また、老朽化が著しい集会施設の改修やスポーツ・レクリエーション施設等を有効に活用するため、整備用車両等の更新を行い、維持管理に努めるとともに、施設機能充実のための整備を推進する。

③　過疎地域持続的発展特別事業

区内の既に廃止し、使用しなくなった教職員住宅を解体撤去し、防災、防犯、景観改善など地域住民の生活環境の保全を図る。

④　持続的発展のための目標

教育の振興の各種対策を確実に推進するため、地域の特性を活かした教育環境の整備と生涯学習事業の推進の充実を図る。

（3）計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
８　教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	スクールバス・ボート	スクールバス更新（マイクロバス29人乗、４WD）　１台	市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	大滝基幹集落センタートイレ洋式化改修	市	
	体育施設	歩くスキーコース整備 ・圧雪車更新　１台 ・スノーモービル更新　１台	市	
	集会施設	自治会集会所改修（北湯沢湯のさと館）	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	教員住宅解体撤去（３棟４戸）	市	将来的な事業効果あり

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本区分に関連する公共施設等の維持管理、更新などについては、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

10　集落の整備

（1）現況と問題点

①　過疎地域集落再編整備

大滝区は、本市の内陸部に位置し、周囲を山に囲まれ、寒さが厳しく積雪が多い気象条件の下、農業・林業を中心に地域資源を活用した産業振興で雇用の場を確保すると同時に、「北湯沢温泉郷」として名高い温泉施設等による観光振興で、交流人口の拡大に力を入れてきた。

しかし、大滝区の人口は、平成７年の2,216名（国調）を境に20年間で約40%減少し、現在も人口の流出が続いている。

また、大滝区では、不動産業者や民間賃貸住宅がなく、移住希望者の受入れが難しい状況で、住環境整備は今後も市がその役割を担い、移住・定住希望者の受け皿となる施設整備が必要である。

（2）その対策

①　過疎地域集落再編整備

老朽化が著しい公営住宅に代わり、移住・定住希望者のニーズに対応した安全・快適で良質な住宅の提供を図るため、定住促進住宅の計画的な整備を進める。

②　持続的発展のための目標

集落の整備の各種対策を確実に推進するため、移住・定住希望者のニーズに応じた安全で快適な住環境の整備を図る。

（3）計画

■事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9　集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備			
		定住促進住宅整備	市	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本区分に関連する公共施設等の維持管理、更新などについては、公共施設等総合管理計画に沿って適切かつ効率的に実施する。

11　地域文化の振興等

（1）現況と問題点

①　地域文化振興施設

芸術・文化活動は、人間の心を豊かにする営みであり、日常生活におけるゆとりや潤いを与えている。

大滝区では、社会教育施設も含めた既存施設を有効的に活用し、様々な芸術・文化の鑑賞機会や文化講演等の充実を図っていく必要がある。

（2）その対策

①　地域文化振興施設

すぐれた芸術・文化の鑑賞機会や文化講演等の充実に努め、地域に根ざした活動の促進を図る。

②　持続的発展のための目標

教育の振興地域文化の振興等の各種対策を確実に推進するため、地域に根ざした文化活動の推進の充実を図る。

12　再生可能エネルギーの利用の推進

（1）現況と問題点

地球温暖化を起因とした気候変動により、強力な台風や局地的な短時間豪雨、極端な高温などの異常気象が各地で発生しており、それらの影響の拡大が深刻化している。こうした中、世界的に温室効果ガス排出量を削減する取組が進められている。

大滝区では、地域の間伐材を利用した木質ペレットの製造を行っており、地域の様々な施設等で利用している。また、温泉地として豊富な地熱エネルギーも存在していることから、それらの有効活用などについても期待されている。

一方で、これらの再生可能エネルギーの活用には、コスト面の課題の解消や、環境問題などに対する市民の理解を深める必要がある。

（2）その対策

木質ペレットをはじめとする再生可能エネルギーの利用について周知活動を行うなど、環境問題に対する市民意識の醸成に努める必要がある。

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第１次産業	とうや湖酪農ヘルパー利用推進補助 　周年拘束性という酪農家の特殊性に対処し、定期的、緊急的な休暇を取れるよう酪農ヘルパーを派遣することで経営の安定化と後継者の就業を促進する。	団体	将来的な事業効果あり
		とうや湖畜産共進会補助 　とうや湖共進会の推進に要する費用を補助し、区内畜産農家の飼養管理技術の研鑽と連携を深め、農業後継者間の交流と意欲の高揚と家畜の能力、体型等を向上させる。	団体	将来的な事業効果あり
		とうや湖家畜伝染病自衛防疫推進補助 　区内各農場の自衛防疫による家畜伝染病の予防対策を徹底することにより、畜産経営の安定を図る。	団体	将来的な事業効果あり
		農地流動化促進助成 　農地の流動化が進まず、将来的に耕作放棄地が増え、農業の衰退が懸念されるため、農地売買に対する助成することにより農地の集積や法人誘致を促進させる。	市	将来的な事業効果あり
		堆肥舎整備助成 　堆肥舎の整備により、環境保全対策を推進し、自然と産業と人が調和した環境保全型農業を確立し、効率的かつ安定的な畜産経営の育成を図る	市	将来的な事業効果あり
	商工業・６次産業化	壮瞥町商工会運営費助成 　大滝区の小規模事業者が加入する壮瞥町商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業活動等運営費を助成し、地域商工業の発展と地域の活性化を図る。	市	将来的な事業効果あり

	観光	北湯沢ロングラン花火大会助成 　即効性ある集客のため、観光協会が行う本事業に対して助成し、大滝区の観光振興と地域経済の活性化を図る。	団体	将来的な事業効果あり
		大滝区観光振興補助 　大滝区の各種観光事業に対して補助を行い、観光の振興を促す。	市	将来的な事業効果あり
	企業誘致	大滝区活性化促進助成 　大滝区の過疎化に歯止めをかけ、雇用創出、新規就労の場を確保するため、新規事業者と事業を拡大する事業者に対して、対象経費の1/2以内を助成し、支援する。	民間等	将来的な事業効果あり
3　地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	国際交流推進 　大滝徳舜瞥学校の生徒等をカナダの姉妹都市、レイクカウチン町へ派遣し、親善交流するとともに英語圏での生活を通した異文化体験により、生徒の国際感覚を養う。	市	将来的な事業効果あり
		ネイティブスピーカー活用 　カナダの姉妹都市、レイクカウチン町から国際交流職員を招致し、学校の英語教育、国際理解教育の充実を図る。	市	将来的な事業効果あり
		国際スキーマラソン大会補助 　大滝区の雄大な自然の中で区民のスポーツに対する意識の高揚と地域間交流、国際交流等を通じた地域振興を図るために開催される大会を支援する。	団体	将来的な事業効果あり
		国際ノルディックウォーキング大会補助 　大滝区の雄大な自然の中で区民のスポーツに対する意識の高揚と地域間交流、国際交流等を通じた地域振興を図るために開催される大会を支援する。	団体	将来的な事業効果あり

		難視聴地域対策助成 　地上デジタル放送の難視聴地域である大滝区のテレビ視聴に係る経費の一部を助成する。	市	将来的な事業効果あり
	基金積立	国際スキーマラソン大会補助	団体	将来的な事業効果あり
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	国鉄胆振線代替バス交通対策 　大滝区から市街地等の遠距離バス通学する高校生の通学定期代の補助し、負担を軽減させるとともに、国鉄胆振線代替バス待合所の維持管理を行う。	市	将来的な事業効果あり
		大滝区通院支援 　大滝区から通院に係る路線バスの無料パスを発行し、医療機関への通院を支援する。また、バス停から離れた地区の利用者には自宅と最寄りバス停間の送迎を行い地域医療サービスの向上を図る。	市	将来的な事業効果あり
		妊産婦検診通院交通費補助 　大滝区在住妊産婦の健診等の通院に係るバス料金を補助し、疾病等の早期発見や適切な指導を受ける健診機会の確保等により、母子保健を向上させる。	市	将来的な事業効果あり
		大滝区幼児療育通園交通費補助 　最寄りバス停から療育機関までの通園に係るバス料金を補助し、心身に発達の遅れや障がいのある幼児の早期療育を推進する。	市	将来的な事業効果あり
		高齢者福祉バス 　大滝区に在住する70歳以上高齢者を対象とした路線バスの無料乗車を行い、高齢者の移動手段の確保と積極的な社会参加を促す。	市	将来的な事業効果あり
	基金積立	国鉄胆振線代替バス交通対策	市	将来的な事業効果あり

5　生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	大滝区内廃止市有施設解体撤去 　防災、防犯、景観改善など地域住民の生活環境を保全するため、区内にある廃止市有施設を解体撤去する。	市	将来的な事業効果あり
	基金積立	大滝区内廃止市有施設解体撤去	市	将来的な事業効果あり
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者･障害者福祉	高齢者等外出支援サービス 　大滝区在住の概ね65歳以上在宅高齢者を対象に通院や入退院、施設の入退所、各種手続等に係る区内の移送を行い、在宅高齢者の閉じこもりを防ぎ、生き生きとした日常生活の維持向上を図る。	市	将来的な事業効果あり
		高齢者生活援助 　大滝区在住の概ね65歳以上在宅高齢者を対象に庭や家周りの手入れ、雪下ろし、除排雪を行い、在宅高齢者の心身機能の活性化を図り、生き生きとした日常生活の維持向上を図る。	市	将来的な事業効果あり
		高齢者入浴サービス 　大滝区在住の概ね65歳以上在宅高齢者を対象に共同浴場までの送迎や見守り等の入浴サービスを行い、在宅高齢者の生きがいづくりや孤立感の解消、ふれあい交流を促進させ、日常生活の維持向上を図る。	市	将来的な事業効果あり
		生きがい活動支援 　大滝区在住の概ね65歳以上在宅高齢者を対象に伊達のデイサービスセンターひまわりまで送迎し入浴や給食、生活相談、日常動作訓練、健康状態の確認等の通所サービスを行い、デイサービスを通して心身機能の維持と閉じこもりを防ぎ、生きがいづくりを援助しつつ、要介護状態の予防を図る。	市	将来的な事業効果あり
7　医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			

	その他	児童生徒医療費助成 ・大滝区在住の乳幼児を含む児童生徒の保険適用分医療費の自己負担額を助成することにより、保護者の負担軽減を図るとともに心身共に健康な児童生徒等を育成する。	市	将来的な事業効果あり
8　教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	教員住宅解体撤去（３棟４戸）	市	将来的な事業効果あり

議案第６号

伊達市史編さん委員会条例

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

伊達市史編さん委員会条例

（設置）

第１条　市史編さんを円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、伊達市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

(1)　市史の編さん計画、刊行計画等に関すること。

(2)　市史の編集及び執筆の状況の確認に関すること。

(3)　市史に関する資料の収集、整理及び研究に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市史の編さんに関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員８人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　市内の関係機関及び各種団体に属する者

(3)　公募による市民

(4)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から市史編さんが終了する日までの期間とする。

２　委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を各１人置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　この条例による最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正）

３　非常勤特別職職員の報酬に関する条例（昭和48年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表附属機関の項中「換地委員会」を「換地委員会
市史編さん委員会」に改める。

議案第７号

伊達市個人情報保護条例及び伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

伊達市個人情報保護条例及び伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（伊達市個人情報保護条例の一部改正）

第１条　伊達市個人情報保護条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第32条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第７号」を「第19条第８号」に改める。

（伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第２条　伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第５条第１項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８号

伊達市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

伊達市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

伊達市過疎地域自立促進基金条例（平成29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊達市過疎地域持続的発展基金条例

第１条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第２項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第14条第２項」に、「過疎地域自立促進特別事業」を「過疎地域持続的発展特別事業」に、「伊達市過疎地域自立促進基金」を「伊達市過疎地域持続的発展基金」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第９号

伊達市税条例の一部を改正する条例

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

伊達市税条例の一部を改正する条例

伊達市税条例（昭和29年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第24条第２項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の７第１項第１号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号カ中「法第３１４条の７第１項第２号に掲げるものを除く。」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号キ中「寄附金（」の次に「法第３１４条の７第１項第２号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の３の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第５条第１項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第６条中「令和４年度」を「令和９年度」に改める。

附則第10条の２中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の１項を加える。

24　法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は３分の１とする。

別表中特定非営利活動法人噴火湾アートビレッジの項を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第34条の７第１項第１号の改正規定及び附則第６条の改正規定並びに次条第１項の規定　令和４年１月１日

(2)　第24条第２項及び第36条の３の３第１項の改正規定並びに附則第５条第１項の改正規定並びに次条第２項の規定　令和６年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　前条第１号に掲げる規定による改正後の伊達市税条例第34条の７第１項第１号の規定は、所得割の納税義務者が令和３年４月１日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した前条第１号に掲げる規定による改正前の伊達市税条例第34条の７第１項第１号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

２　前条第２号に掲げる規定による改正後の伊達市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第10号

令和３年度伊達市一般会計補正予算（第５号）

令和３年度伊達市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772,537千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,212,301千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加及び変更は、「第３表地方債補正」による。

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

第　1　表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 法人事業税交付金		13,000	9,883	22,883
	1 法人事業税交付金	13,000	9,883	22,883
10 地方特例交付金		15,000	4,513	19,513
	1 地方特例交付金	15,000	4,513	19,513
11 地方交付税		6,100,000	589,103	6,689,103
	1 地方交付税	6,100,000	589,103	6,689,103
15 国庫支出金		2,819,652	10,607	2,830,259
	2 国庫補助金	692,895	10,607	703,502
16 道支出金		1,266,569	21,623	1,288,192
	2 道補助金	211,741	21,623	233,364
18 寄附金		90,201	6,002	96,203
	1 寄附金	90,201	6,002	96,203
19 繰入金		1,290,147	△510,352	779,795
	1 基金繰入金	1,290,147	△510,352	779,795
20 繰越金		50,000	599,214	649,214
	1 繰越金	50,000	599,214	649,214
21 諸収入		560,636	3,413	564,049
	5 雑入	218,315	3,413	221,728
22 市債		1,038,600	38,531	1,077,131
	1 市債	1,038,600	38,531	1,077,131
歳　入　合　計		18,439,764	772,537	19,212,301

２　歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		4,633,003	548,462	5,181,465
	1 総務管理費	1,912,827	548,462	2,461,289
	2 職員費	2,612,117	0	2,612,117
3 民生費		5,043,469	75,037	5,118,506
	1 社会福祉費	2,646,526	15,853	2,662,379
	2 児童福祉費	1,442,345	34,150	1,476,495
	3 生活保護費	730,809	4,629	735,438
	4 老人福祉費	223,789	20,405	244,194
4 衛生費		691,054	0	691,054
	2 清掃費	233,962	0	233,962
6 農林水産業費		451,217	7,845	459,062
	1 農業費	309,500	7,845	317,345
7 商工費		172,240	△788	171,452
	1 商工費	172,240	△788	171,452
8 土木費		1,497,229	0	1,497,229
	4 都市計画費	101,251	0	101,251
9 教育費		1,702,366	46,060	1,748,426
	1 教育総務費	130,066	△8,432	121,634
	2 小学校費	615,889	0	615,889
	4 社会教育費	263,235	54,492	317,727
11 諸支出金		1,611,762	0	1,611,762
	1 他会計繰出金	1,611,762	0	1,611,762
13 新型コロナウイルス感染症対策費		173,028	95,921	268,949

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 新型コロナウイルス感染症対策費	173,028	95,921	268,949
歳出合計		18,439,764	772,537	19,212,301

第 2 表　債 務 負 担 行 為 補 正

1　追加

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限 度 額
醸 造 用 ぶ ど う 生 産 推 進 事 業	令和 4 年度	1,281

第３表　地方債補正

1　追加

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域自立促進特別事業債	35,000	普通貸借又は証券発行	10.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。ただし、市財政の都合により償還年限の変更、繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

2　変更

（単位：千円）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
臨時財政対策債	500,000	503,531

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

１．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補 正 前 の 額	補　正　額	計
6 法人事業税交付金	13,000	9,883	22,883
10 地方特例交付金	15,000	4,513	19,513
11 地方交付税	6,100,000	589,103	6,689,103
15 国庫支出金	2,819,652	10,607	2,830,259
16 道支出金	1,266,569	21,623	1,288,192
18 寄附金	90,201	6,002	96,203
19 繰入金	1,290,147	△510,352	779,795
20 繰越金	50,000	599,214	649,214
21 諸収入	560,636	3,413	564,049
22 市債	1,038,600	38,531	1,077,131
歳　入　合　計	18,439,764	772,537	19,212,301

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,633,003	548,462	5,181,465		7,491	35,000	△13,914	519,885
3 民生費	5,043,469	75,037	5,118,506	10,107	7,567		△4,429	61,792
4 衛生費	691,054	0	691,054				△2,662	2,662
6 農林水産業費	451,217	7,845	459,062	500	6,565		△19,489	20,269
7 商工費	172,240	△788	171,452					△788
8 土木費	1,497,229	0	1,497,229				△3,850	3,850
9 教育費	1,702,366	46,060	1,748,426				△99,459	145,519
11 諸支出金	1,611,762	0	1,611,762				3,393	△3,393
13 新型コロナウイルス感染症対策費	173,028	95,921	268,949					95,921
歳出合計	18,439,764	772,537	19,212,301	10,607	21,623	35,000	△140,410	845,717

2　歳　入

（款）　6　法人事業税交付金
（項）　1　法人事業税交付金

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
6 法人事業税交付金	13,000	9,883	22,883			
1 法人事業税交付金	13,000	9,883	22,883			
1 法人事業税交付金	13,000	9,883	22,883	1 法人事業税交付金	9,883	法人事業税交付金
10 地方特例交付金	15,000	4,513	19,513			
1 地方特例交付金	15,000	4,513	19,513			
1 地方特例交付金	15,000	4,513	19,513	1 地方特例交付金	4,513	地方特例交付金
11 地方交付税	6,100,000	589,103	6,689,103			
1 地方交付税	6,100,000	589,103	6,689,103			
1 地方交付税	6,100,000	589,103	6,689,103	1 地方交付税	589,103	普通交付税
15 国庫支出金	2,819,652	10,607	2,830,259			
2 国庫補助金	692,895	10,607	703,502			
2 民生費国庫補助金	93,421	10,107	103,528	2 障がい者福祉費補助金	△ 95	地域生活支援事業費等補助金
				7 老人福祉費補助金	10,202	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
6 農林水産業費国庫補助金	0	500	500	1 農業費補助金	500	経営継承・発展支援事業補助金
16 道支出金	1,266,569	21,623	1,288,192			
2 道補助金	211,741	21,623	233,364			
1 総務費道補助金	6,862	7,491	14,353	1 総務管理費補助金	7,491	電源立地地域対策交付金
2 民生費道補助金	107,905	7,567	115,472	2 障がい者福祉費補助金	△ 47	地域生活支援事業費等補助金

一般会計

（款）　16　道支出金
（項）　2　道補助金

款　項　目	補正前の額	補正額	計
4 農林水産業費道補助金	75,837	6,565	82,402
18 寄附金	90,201	6,002	96,203
1 寄附金	90,201	6,002	96,203
1 総務費寄附金	90,001	2,102	92,103
2 教育費寄附金	200	3,900	4,100
19 繰入金	1,290,147	△ 510,352	779,795
1 基金繰入金	1,290,147	△ 510,352	779,795
1 財政調整基金繰入金	1,027,290	△ 360,547	666,743
3 公共施設等整備基金繰入金	123,438	△ 121,884	1,554
6 大滝区振興基金繰入金	15,175	△ 8,432	6,743
7 産業振興基金繰入金	29,489	△ 19,489	10,000
20 繰越金	50,000	599,214	649,214
1 繰越金	50,000	599,214	649,214
1 繰越金	50,000	599,214	649,214

一般会計

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
5 児童福祉費補助金	7,614	子育て支援対策事業費補助金
1 農業費補助金	6,565	畑作構造転換事業補助金
1 総務管理費寄附金	2,102	地域振興基金寄附金
2 小学校費寄附金	3,900	東小学校備品購入寄附金
1 財政調整基金繰入金	△ 360,547	財政調整基金繰入金
1 公共施設等整備基金繰入金	△ 121,884	公共施設等整備基金繰入金
1 大滝区振興基金繰入金	△ 8,432	大滝区振興基金繰入金
1 産業振興基金繰入金	△ 19,489	産業振興基金繰入金
1 前年度繰越金	599,214	前年度繰越金

（款）　21　諸収入
（項）　5　雑入

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
21 諸収入	560,636	3,413	564,049
5 雑入	218,315	3,413	221,728
5 雑入	77,901	3,413	81,314
22 市債	1,038,600	38,531	1,077,131
1 市債	1,038,600	38,531	1,077,131
3 臨時財政対策債	500,000	3,531	503,531
4 過疎対策事業債	0	35,000	35,000

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
3 過年度収入	3,413	低所得者保険料軽減国庫負担金	3,379
		低所得者保険料軽減道費負担金	14
		特別障害者手当等給付費国庫負担金	20
1 臨時財政対策債	3,531	臨時財政対策債	
1 過疎対策事業債	35,000	過疎地域自立促進特別事業債	

一般会計

3　歳　出

（款）　2　総務費

（項）　1　総務管理費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,633,003	548,462	5,181,465	7,491	35,000	△13,914	519,885
1 総務管理費	1,912,827	548,462	2,461,289		35,000	△13,914	527,376
1 一般管理費	901,112	143	901,255			△12,601	12,744
3 財政管理費	3,712	535,000	538,712		35,000		500,000
7 企画費	742,221	13,319	755,540			2,102	11,217
13 防災対策費	21,782	0	21,782			△3,415	3,415

節 区分	金額	説明	
1 報酬	136	9 市史編さん事業	143
8 旅費	7		
24 積立金	535,000	6 公共施設等整備基金積立金	500,000
		7 過疎地域自立促進基金積立金	35,000
18 負担金補助及び交付金	11,217	40 地域振興基金積立金	2,102
		43 地域活性化企業人制度活用負担金	11,217
24 積立金	2,102		

一般会計

（款）　2　総務費
（項）　2　職員費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 職員費	2,612,117	0	2,612,117	7,491			△7,491
2 職員給与費	2,587,553	0	2,587,553	道支出金 7,491			△7,491

節		説明
区分	金額	

一般会計

（款）　3　民生費
（項）　1　社会福祉費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 民生費	5,043,469	75,037	5,118,506	17,674		△4,429	61,792
1 社会福祉費	2,646,526	15,853	2,662,379	△142			15,995
1 社会福祉総務費	77,103	1,819	78,922				1,819
2 障がい者福祉費	1,781,408	14,034	1,795,442	国庫支出金 △95 道支出金 △47			14,176

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	1,819	14 国庫負担金返還金	1,373
		15 国庫補助金返還金	446
18 負担金補助及び交付金	△190	3 地域生活支援事業	△190
		18 国庫負担金返還金	11,662
22 償還金利子及び割引料	14,224	19 国庫補助金返還金	210
		20 道費負担金返還金	2,352

一般会計

（款）　3　民生費
（項）　2　児童福祉費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 児童福祉費	1,442,345	34,150	1,476,495	7,614		△4,429	30,965
1 児童福祉総務費	596,745	1,377	598,122				1,377
2 保育所費	829,150	32,773	861,923	道支出金 7,614		△1,250	26,409
3 児童館費	16,450	0	16,450			△3,179	3,179

節 区分	節 金額	説明	
22 償還金利子及び割引料	1,377	13 国庫負担金返還金	936
		14 国庫補助金返還金	321
		15 道費負担金返還金	120
18 負担金補助及び交付金	18,812	14 民間保育所整備事業	18,812
		15 国庫負担金返還金	5,587
22 償還金利子及び割引料	13,961	16 国庫補助金返還金	5,358
		17 道費負担金返還金	3,016

一般会計

（款）　3　民生費
（項）　3　生活保護費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 生活保護費	730,809	4,629	735,438				4,629
1 生活保護総務費	6,056	4,629	10,685				4,629

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	4,629	4 国庫負担金返還金	3,447
		5 道費負担金返還金	1,182

一般会計

（款）　3　民生費
（項）　4　老人福祉費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 老人福祉費	223,789	20,405	244,194	10,202			10,203
3 老人ホーム費	53,884	20,405	74,289	国庫支出金 10,202			10,203

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	20,405	2 潮香園非常用発電機設置工事	20,405

一般会計

（款）　4　衛生費
（項）　2　清掃費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 衛生費	691,054	0	691,054			△2,662	2,662
2 清掃費	233,962	0	233,962			△2,662	2,662
1 ごみ処理・リサイクル推進費	129,517	0	129,517			△2,662	2,662

節		説明
区分	金額	

一般会計

（款）　6　農林水産業費
（項）　1　農業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	451,217	7,845	459,062	7,065		△19,489	20,269
1 農業費	309,500	7,845	317,345	7,065		△19,489	20,269
2 農業振興費	80,559	7,845	88,404	国庫支出金 500 道支出金 6,565		△19,489	20,269

一般会計

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
8 旅費	175	5 醸造用ぶどう生産推進事業	280
10 需用費	105	25 経営継承・発展支援事業補助金	1,000
18 負担金補助及び交付金	7,565	26 畑作構造転換事業補助金	6,565

（款）　7　商工費
（項）　1　商工費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 商工費	172,240	△788	171,452				△788
1 商工費	172,240	△788	171,452				△788
2 観光費	122,254	△788	121,466				△788

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	△788	16 伊達武者まつり補助金　△788

一般会計

（款）　8　土木費
（項）　4　都市計画費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
8 土木費	1,497,229	0	1,497,229			△3,850	3,850
4 都市計画費	101,251	0	101,251			△3,850	3,850
2 公園緑化費	83,138	0	83,138			△3,850	3,850

節		説明
区分	金額	

一般会計

（款）　9　教育費
（項）　1　教育総務費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
9 教育費	1,702,366	46,060	1,748,426			△99,459	145,519
1 教育総務費	130,066	△8,432	121,634			△8,432	
6 国際理解教育費	38,885	△8,432	30,453			△8,432	

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	△3,093	3 レイクカウチン中学生派遣事業	△8,432
10 需用費	△48		
11 役務費	△26		
18 負担金補助及び交付金	△5,265		

一般会計

（款）　9　教育費
（項）　2　小学校費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 小学校費	615,889	0	615,889			△91,027	91,027
1 学校管理費	563,621	0	563,621			△91,027	91,027

節		説明
区分	金額	

一般会計

（款）　9　教育費
（項）　4　社会教育費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他	一般財源
4 社会教育費	263,235	54,492	317,727				54,492
2 生涯学習推進費	31,329	1,433	32,762				1,433
4 文化財保護費	12,759	53,055	65,814				53,055
6 だて歴史文化ミュージアム費	58,554	4	58,558				4

節 区分	金額	説明	
22 償還金利子及び割引料	1,433	12 国庫補助金返還金	1,433
8 旅費	58	4 縄文遺跡世界遺産登録推進経費	53,055
10 需用費	1,104		
11 役務費	13		
12 委託料	200		
14 工事請負費	836		
16 公有財産購入費	23,821		
21 補償補てん及び賠償金	27,023		
7 報償費	3	1 だて歴史文化ミュージアム運営管理費	4
11 役務費	1		

一般会計

（款）　11　諸支出金
（項）　1　他会計繰出金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
11 諸支出金	1,611,762	0	1,611,762			3,393	△3,393
1 他会計繰出金	1,611,762	0	1,611,762			3,393	△3,393
2 介護保険会計	570,452	0	570,452			3,393	△3,393

節		説明
区分	金額	

一般会計

（款）　13　新型コロナウイルス感染症対策費
（項）　1　新型コロナウイルス感染症対策費

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
13 新型コロナウイルス感染症対策費	173,028	95,921	268,949				95,921
1 新型コロナウイルス感染症対策費	173,028	95,921	268,949				95,921
1 新型コロナウイルス感染症経済対策費	173,028	10,431	183,459				10,431
2 新型コロナウイルス感染症衛生対策費	0	85,490	85,490				85,490

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	6,550	5 国庫補助金返還金	3,881
		6 新成人応援事業	6,550
22 償還金利子及び割引料	3,881		
11 役務費	264	1 本庁舎１階窓口等改修事業	7,211
12 委託料	33,529	2 リモートワーク環境構築事業	78,279
13 使用料及び賃借料	5,986		
14 工事請負費	4,400		
17 備品購入費	41,311		

一般会計

債務負担行為に関する調書補正

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国道支出金	地方債	その他	
醸造用ぶどう生産推進事業	1,281	年度		年度 R4	1,281				1,281

地方債の前前年度末及び並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高			当該年		度中増減見込み			当該年度末現在高見込額		
					当該年度中起債		見込額	当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	10,905,691	10,321,763		10,321,763	(676,500) 538,600		(676,500) 538,600	1,394,747		1,394,747	(9,603,516) 9,465,616		(9,603,516) 9,465,616
(1) 総務	519,081	596,565		596,565	(75,000)		(75,000)	134,869		134,869	(536,696) 461,696		(536,696) 461,696
(2) 民生	162,160	115,486		115,486				44,966		44,966	(70,520) 70,520		(70,520) 70,520
(3) 衛生	41,519	28,714		28,714				13,011		13,011	(15,703) 15,703		(15,703) 15,703
(4) 労働	10,141	8,173		8,173				1,998		1,998	(6,175) 6,175		(6,175) 6,175
(5) 農林水産	211,157	164,649		164,649				34,368		34,368	(130,281) 130,281		(130,281) 130,281
(6) 商工	180,798	157,220		157,220				23,578		23,578	(133,642) 133,642		(133,642) 133,642
(7) 土木	4,248,102	3,839,357		3,839,357	(369,500) 345,400		(369,500) 345,400	511,084		511,084	(3,697,773) 3,673,673		(3,697,773) 3,673,673
(8) 公営住宅	2,200,939	2,006,104		2,006,104				198,202		198,202	(1,807,902) 1,807,902		(1,807,902) 1,807,902
(9) 消防	632,198	604,173		604,173				113,579		113,579	(490,594) 490,594		(490,594) 490,594
(10) 教育	2,699,596	2,801,322		2,801,322	(232,000) 193,200		(232,000) 193,200	319,092		319,092	(2,714,230) 2,675,430		(2,714,230) 2,675,430
2. 災害復旧債	177,894	172,490		172,490				23,330		23,330	(149,160) 149,160		(149,160) 149,160
3. その他	7,992,561	7,955,543		7,955,543	(500,000) 500,000	(38,531) 38,531	(538,531) 538,531	712,256		712,256	(7,743,287) 7,743,287	(38,531) 38,531	(7,781,818) 7,781,818
(1) 減税補てん債	69,619	51,332		51,332				15,316		15,316	(36,016) 36,016		(36,016) 36,016
(2) 臨時税収補てん債													
(3) 臨時財政対策債	7,036,969	6,893,961		6,893,961	(500,000) 500,000	(3,531) 3,531	(503,531) 503,531	579,702		579,702	(6,814,259) 6,814,259	(3,531) 3,531	(6,817,790) 6,817,790
(4) 過疎対策事業債	885,973	971,894		971,894		(35,000) 35,000	(35,000) 35,000	117,238		117,238	(854,656) 854,656	(35,000) 35,000	(889,656) 889,656
(5) 減収補てん債		38,356		38,356							(38,356) 38,356		(38,356) 38,356
合計	19,076,146	18,449,796		18,449,796	(1,176,500) 1,038,600	(38,531) 38,531	(1,215,031) 1,077,131	2,130,333		2,130,333	(17,495,963) 17,358,063	(38,531) 38,531	(17,534,494) 17,396,594

※（ ）内は前年度からの繰越額を含む総額。

議案第11号

令和３年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和３年度伊達市の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,007千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,449,121千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

第　1　表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 財産収入		87	10	97
	1 財産運用収入	87	10	97
6 繰越金		1	112,997	112,998
	1 繰越金	1	112,997	112,998
歳　　入　　合　　計		4,336,114	113,007	4,449,121

２　歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国民健康保険事業費納付金		1,025,718	45,244	1,070,962
	1 国民健康保険事業費納付金	1,025,718	45,244	1,070,962
7 基金積立金		87	67,763	67,850
	1 基金積立金	87	67,763	67,850
歳　出　合　計		4,336,114	113,007	4,449,121

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補 正 前 の 額	補　正　額	計
4 財産収入	87	10	97
6 繰越金	1	112,997	112,998
歳　入　合　計	4,336,114	113,007	4,449,121

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金	1,025,718	45,244	1,070,962
7 基金積立金	87	67,763	67,850
歳出合計	4,336,114	113,007	4,449,121

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
				45,244
			10	67,753
			10	112,997

2　歳　入

（款）　4　財産収入

（項）　1　財産運用収入

（単位：千円）

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 財産収入	87	10	97			
1 財産運用収入	87	10	97			
1 利子及び配当金	87	10	97	1 利子及び配当金	10	国民健康保険事業運営基金積立金利子
6 繰越金	1	112,997	112,998			
1 繰越金	1	112,997	112,998			
1 繰越金	1	112,997	112,998	1 前年度繰越金	112,997	前年度繰越金

国民健康保険特別会計

3　歳　出

（款）　3　国民健康保険事業費納付金

（項）　1　国民健康保険事業費納付金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 国民健康保険事業費納付金	1,025,718	45,244	1,070,962				45,244
1 国民健康保険事業費納付金	1,025,718	45,244	1,070,962				45,244
1 医療給付費分	755,783	45,244	801,027				45,244

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	45,244	1 医療給付費分	45,244

国民健康保険特別会計

（款）　7　基金積立金
（項）　1　基金積立金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 基金積立金	87	67,763	67,850			10	67,753
1 基金積立金	87	67,763	67,850			10	67,753
1 基金積立金	87	67,763	67,850			10	67,753

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	67,763	1 国民健康保険事業運営基金積立金	67,763

国民健康保険特別会計

議案第12号

令和３年度伊達市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和３年度伊達市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,263千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,649,297千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

第　1　表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
9 繰越金		1	81,263	81,264
	1 繰越金	1	81,263	81,264
歳　　入　　合　　計		3,568,034	81,263	3,649,297

２　歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 基金積立金		66	35,299	35,365
	1 基金積立金	66	35,299	35,365
6 諸支出金		1,001	45,964	46,965
	1 償還金及び還付加算金	1,001	45,964	46,965
歳　出　合　計		3,568,034	81,263	3,649,297

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補 正 前 の 額	補　正　額	計
9 繰越金	1	81,263	81,264
歳　入　合　計	3,568,034	81,263	3,649,297

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金	66	35,299	35,365
6 諸支出金	1,001	45,964	46,965
歳出合計	3,568,034	81,263	3,649,297

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
				35,299
				45,964
				81,263

2　歳　入

（款）　9　繰越金

（項）　1　繰越金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
9 繰越金	1	81,263	81,264
1 繰越金	1	81,263	81,264
1 繰越金	1	81,263	81,264

介護保険特別会計

（単位：千円）

節		説　　明
区　分	金　額	
1 前年度繰越金	81,263	前年度繰越金

3　歳　出

（款）　4　基金積立金

（項）　1　基金積立金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 基金積立金	66	35,299	35,365				35,299
1 基金積立金	66	35,299	35,365				35,299
1 介護給付費準備基金積立金	66	35,299	35,365				35,299

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	35,299	1 介護給付費準備基金積立金	35,299

介護保険特別会計

（款）　6　諸支出金
（項）　1　償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	1,001	45,964	46,965				45,964
1 償還金及び還付加算金	1,001	45,964	46,965				45,964
2 償還金	1	45,964	45,965				45,964

介護保険特別会計

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	45,964	1 国庫負担金返還金	5,714
		2 国庫補助金返還金	7,754
		3 支払基金交付金返還金	19,874
		4 道費負担金返還金	8,569
		5 道費補助金返還金	4,053

議案第13号

令和３年度伊達市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和３年度伊達市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,341千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ654,203千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年９月６日提出

伊達市長　菊　谷　秀　吉

第　1　表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 繰越金		1	14,341	14,342
	1 繰越金	1	14,341	14,342
歳　　入　　合　　計		639,862	14,341	654,203

２　歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		630,546	14,341	644,887
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	630,546	14,341	644,887
歳　出　合　計		639,862	14,341	654,203

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補 正 前 の 額	補　正　額	計
4 繰越金	1	14,341	14,342
歳　入　合　計	639,862	14,341	654,203

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	630,546	14,341	644,887
歳出合計	639,862	14,341	654,203

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
				14,341
				14,341

2　歳　入

（款）　4　繰越金

（項）　1　繰越金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
4 繰越金	1	14,341	14,342
1 繰越金	1	14,341	14,342
1 繰越金	1	14,341	14,342

後期高齢者医療特別会計

（単位：千円）

節		説　　明
区　分	金　額	
1 前年度繰越金	14,341	前年度繰越金

3　歳　出

（款）　2　後期高齢者医療広域連合納付金

（項）　1　後期高齢者医療広域連合納付金

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	630,546	14,341	644,887				14,341
1 後期高齢者医療広域連合納付金	630,546	14,341	644,887				14,341
1 後期高齢者医療広域連合納付金	630,546	14,341	644,887				14,341

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	14,341	2 北海道後期高齢者医療広域連合保険料等負担金	14,341

後期高齢者医療特別会計